

インド投資環境資料

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査本部

2024年6月

ともに挑む。ともに実る。



I. 基礎情報

【I-1】 アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】 基礎データ・概況	P.4
【I-3】 経済構造	P.5
【I-4】 社会・経済・産業の特徴	P.11
【I-5】 経済情勢	P.13
【I-6】 政治情勢	P.17
【I-7】 直接投資動向	P.18
【I-8】 投資先としてのポテンシャル	P.22
【I-9】 リスク要因	P.23

II. 投資関連情報

【II-1】 労働関連情報	P.26
【II-2】 主要工業団地・経済特区	P.28
【II-3】 税務関連情報	P.34
【II-4】 物流関連情報	P.37
【II-5】 金融関連情報	P.38

III. 拠点設立

【III-1】 進出形態	P.40
【III-2】 拠点設立フロー	P.41
【III-3】 口座開設	P.42
【III-4】 撤退	P.43

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】 外資規制	P.45
【IV-2】 会社法	P.47
【IV-3】 為替管理制度	P.54
【IV-4】 貿易制度	P.56
【IV-5】 資金調達	P.58
【IV-6】 資金決済	P.59
【IV-7】 不動産関連規制	P.60

V. その他

【V-1】 みずほ銀行インド拠点のご案内	P.62
【V-2】 みずほフィナンシャルグループ インド現地関連会社のご案内	P.63
【V-3】 業務提携	P.64

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【I-1】アジア主要国経済指標

Strictly Confidential

国・地域名	インド	バングラデシュ	スリランカ	ラオス	カンボジア	ミャンマー
人口(百万人)	1,428.6	170.3	22.4	7.6	17.0	54.2
名目GDP(億米ドル)	35,721	4,463	748	152	419	645
実質GDP成長率(前年比)	7.8	6.0	-7.8	3.7	5.0	2.5
一人あたりGDP(米ドル)	2,500	2,621	3,342	2,004	2,460	1,190
2024年GDP成長率見込み	6.8	5.7	-	4.0	6.0	1.5
信用格付(S&P) as of Mar 2024	BBB-	BB-	B+	n.a.	n.a.	n.a.
国・地域名	インドネシア	タイ	マレーシア	ベトナム	フィリピン	中国
人口(百万人)	277.4	70.2	33.1	100.3	112.9	1,411.4
名目GDP(億米ドル)	13,712	5,149	4,156	4,337	4,366	176,620
実質GDP成長率(前年比)	5.0	1.9	3.7	5.0	5.6	5.2
一人あたりGDP(米ドル)	4,942	7,337	12,570	4,324	3,868	12,514
2024年GDP成長率見込み	5.0	2.7	4.4	5.8	6.2	4.6
信用格付(S&P) as of Mar 2024	BBB	BBB+	A-	BB+	BBB+	A+

(注1) 数値は2023年ベース（スリランカの数値のみ2022年ベース）／2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

(注2) S&P格付定義：A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい
 BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い
 BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある

(注3) S&P信用格付については2024年3月末時点



インド基礎データ

【人口】	14億2,860万人（2023年度、IMF推定値）
【面積】	約330万Km ² （日本の約9倍）
【首都】	ニューデリー
【言語】	ヒンディー語（連邦公用語）、英語（準公用語）、他に憲法で公認されている州の言語が21
【民族】	インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
【宗教】	ヒンドゥー教（約8割）、イスラム教、キリスト教、シク教、仏教、ジャイナ教
【通貨】	ルピー
【政治】	共和制 国家元首：ドロウパディー・ムルム大統領 首相：ナレンドラ・モディ氏 議会：二院制
【GDP】	名目：35,721億米ドル、一人あたり：2,500米ドル（2023年度、IMF） 実質GDP成長率 7.8%（2023年度、IMF）
【主要産業】	農業、工業、鉱業、IT産業

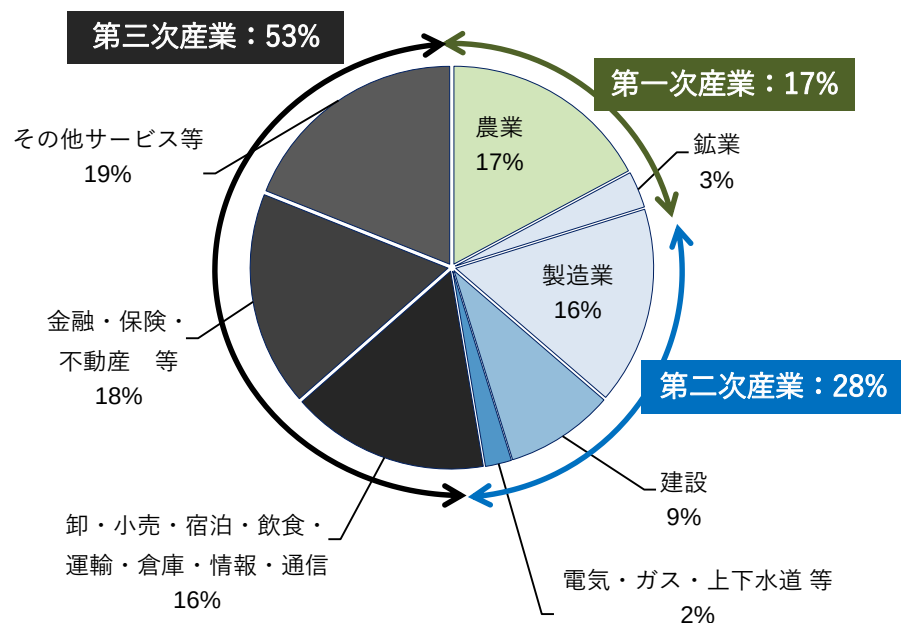
インド概況

- 1947年の独立以降、経済面では社会主義的な体制であったが、1990年代の経済危機を契機に経済自由化へ舵を切り、成長率は上昇
- 2023年時点で人口は世界1位、GDPは世界5位、実質GDP成長率6.3%と経済成長率が高く魅力的な市場として注目されている
- 2014年の総選挙で誕生したモディ政権は、漸進的に経済改革を進めてきた。モディ政権での主要な施策としては物品・サービス税（GST）の導入や、「Make in India」、外資規制緩和、インフラ投資の実行などが挙げられる
- 2024年のインド下院総選挙は4月19日～6月1日に実施。インド人民党（BJP）が全体543議席のうち、240議席を獲得し、BJP中心の与党連合である国民民主同盟（NDA）としては過半数を超える293議席を獲得。前回の選挙と異なり、BJP単独過半数に届かず連立政権となる。連立政権とはなるものの、モディ政権は2014年での勝利以降、今回で3期目となる

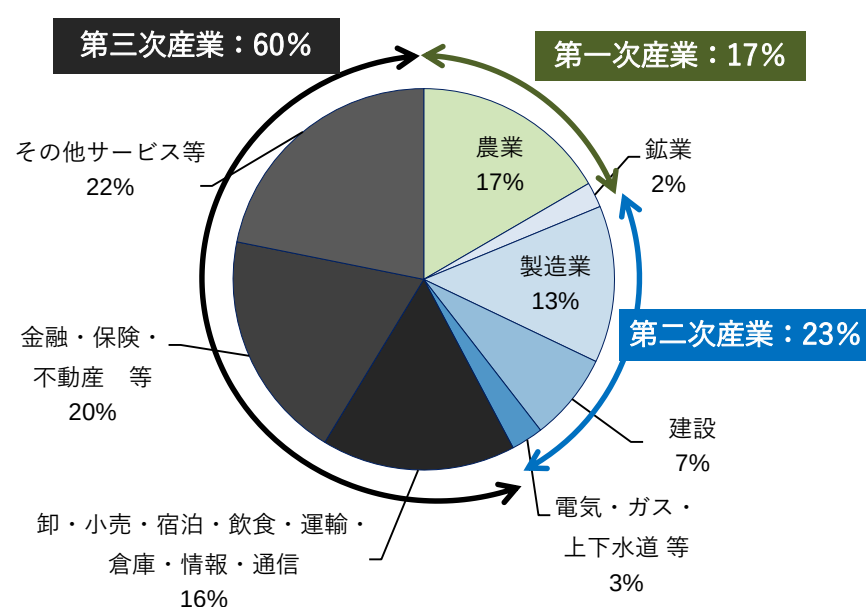
- GDPにおける農業が占める割合は17%で、中国やASEAN諸国に比べ高め。人口の7割が農村に居住し、第一次産業による経済や消費への影響は依然として大きい
- 製造業の比率は13%と、中国やASEAN諸国に比べると未だ低い。このような状況下、モディ政権は製造業を振興し、GDP比に占める製造業の割合を25%へ高めるべく「Make in India」政策を展開中
- 製造業の割合は2011年から微減しているが、全体のGDPが増加（約1兆8,000億米ドル→約3兆3,890億米ドル）し、製造業におけるGDPも増加（約2,920億米ドル→約4,400億米ドル）している
- 第三次産業の比率は約6割、教育水準の高さや英語を話す人材の豊富さなどから、近年ITサービス業などが発展

産業別GDP構成比（2011年と2022年の比較）

2011年



2022年



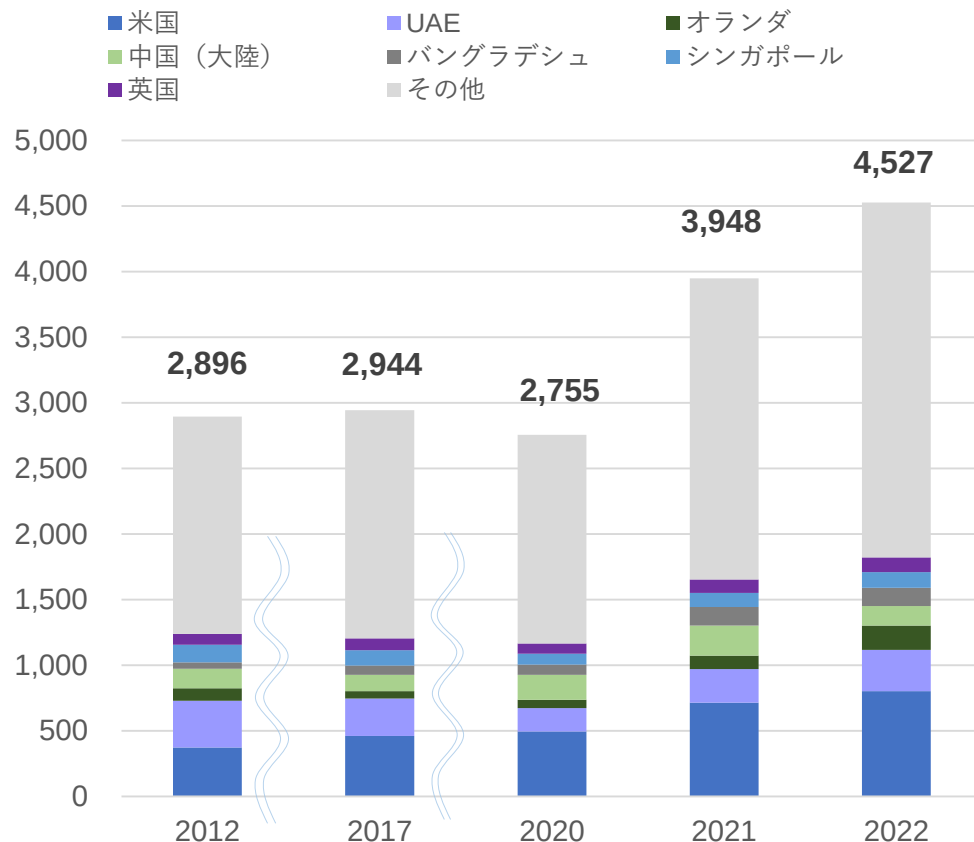
【1-3】経済構造（産業・貿易）② 輸出額の推移

Strictly Confidential

- 国別輸出額では2013年から継続して米国向けが最大、UAE、オランダ、中国がそれに続く
- 品目別では石油製品が2020年から2022年にかけて大幅に増加し、全体の20%ほどを占めるが、他主要品目は横ばい
- ウクライナ侵攻に伴って欧米諸国がロシアからの原油購入を停止したことで割安となった原油を輸入し、石油製品に加工し輸出する構造となっている

国別輸出額の推移

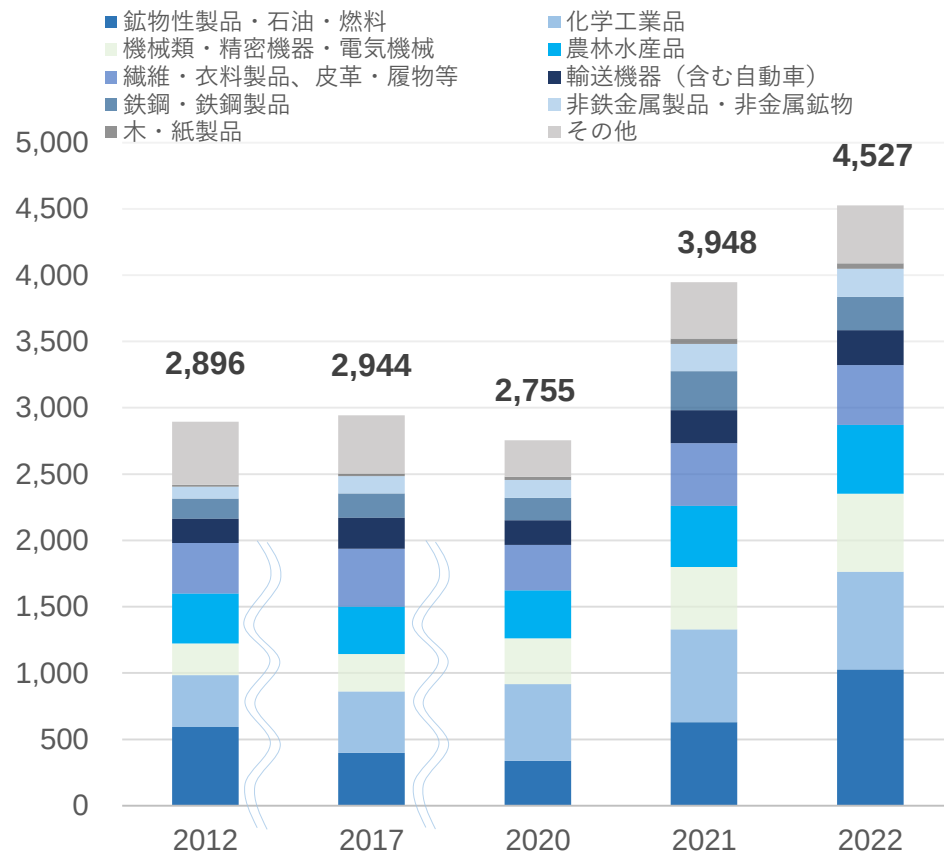
単位：億米ドル



（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記
台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

品目分類別輸出額の推移

単位：億米ドル



- 米国はインド最大の輸出相手国であり、多くの品目でインドから全世界への輸出額の2割程度を占める
- 品目別では石油製品の輸出金額が大きく、その中でオランダ、UAEが高い割合を占める。オランダ経由で欧州に、UAE経由でアフリカに石油製品が流れる構造となっている

輸出額の内訳（国別×品目分類別）

単位：億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
米国	10.5%	6.3%	21.2%	17.7%	27.5%	16.9%	17.0%	21.8%	13.4%	35.3%	802
UAE	5.8%	8.6%	3.6%	12.2%	5.0%	6.9%	3.9%	7.9%	4.2%	13.1%	313
オランダ	2.0%	9.3%	3.3%	2.1%	2.7%	2.6%	5.5%	3.3%	0.8%	0.5%	185
中国（大陸）	7.0%	3.9%	3.8%	1.1%	2.1%	2.1%	4.7%	3.1%	0.6%	0.2%	151
バングラデシュ	6.4%	2.2%	2.2%	3.4%	7.8%	2.4%	1.8%	1.9%	3.2%	0.1%	138
シンガポール	0.7%	5.4%	1.2%	0.7%	0.2%	0.6%	2.0%	3.2%	4.7%	3.0%	118
英国	1.5%	0.8%	2.1%	4.9%	5.7%	2.5%	2.3%	4.6%	2.0%	2.2%	112
その他	66.2%	63.5%	62.6%	57.8%	49.0%	65.9%	62.7%	54.3%	71.2%	45.6%	2,706
品目分類別総額 (億USD)	518	1,028	736	43	451	251	212	588	264	437	4,527

(注1) 各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示
(注2) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

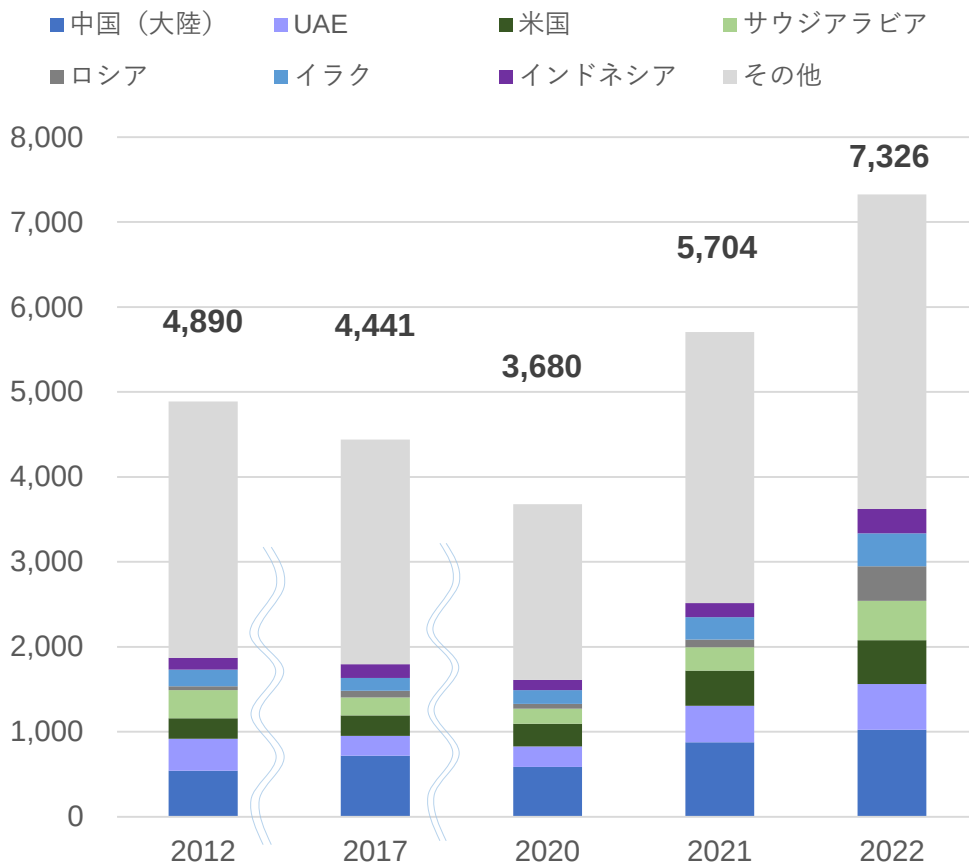
【1-3】経済構造（産業・貿易）④ 輸入額の推移

Strictly Confidential

- 国別では歴史的に中国が最大の輸入相手国であり、UAE、米国、サウジアラビアが続く。ロシアはウクライナ侵攻によるロシア産原油価格の下落によりインドが輸入量を増やしたことで、2022年に上位にランクイン
- 品目別では原油の輸入額が大きく、機械や精密機器の輸入がそれに続く

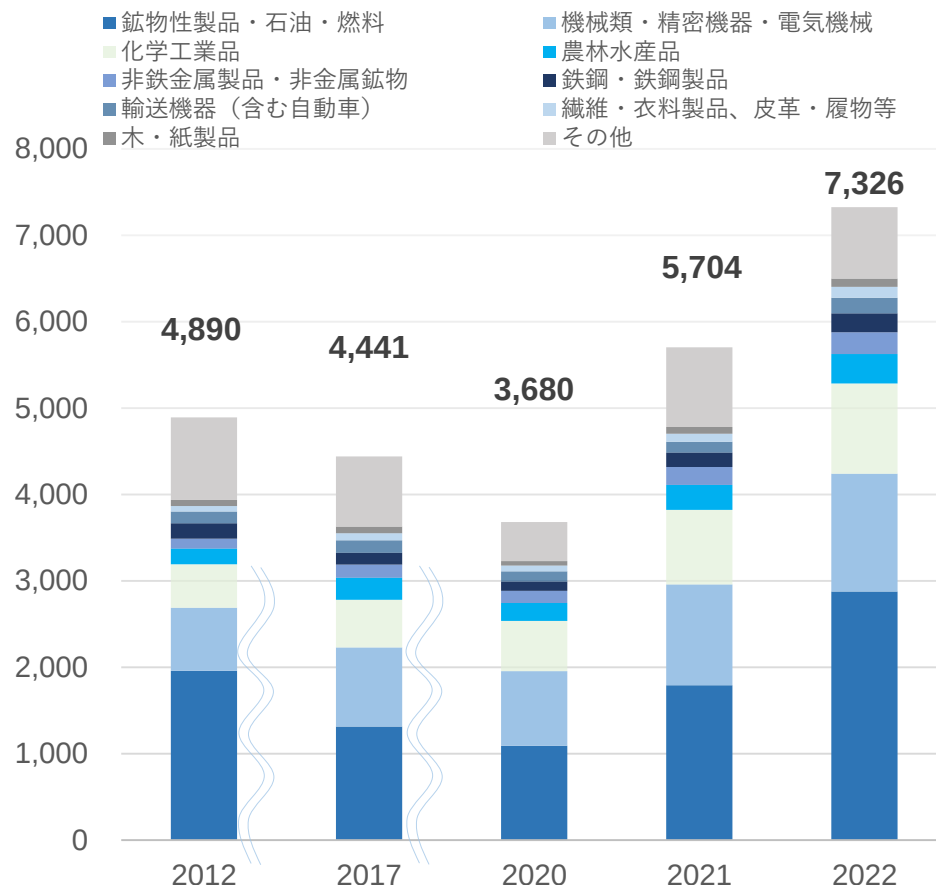
国別輸入額の推移

単位：億米ドル



品目分類別輸入額の推移

単位：億米ドル



（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む
品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

【1－3】経済構造（産業・貿易）⑤ 輸入額の内訳（国別×品目分類別）

Strictly Confidential

- 中国が最大の輸入相手国であるが、品目別でみると特に携帯部品などの精密機器類が多くを占める
- 品目別では原油の輸入金額が最も大きくイラク、サウジアラビア、ロシア、UAEが主要輸入先。4輪や2輪の燃料を輸入に頼っており中東やロシアからの輸入が多い

輸入額の内訳（国別×品目分類別）

単位：億米ドル

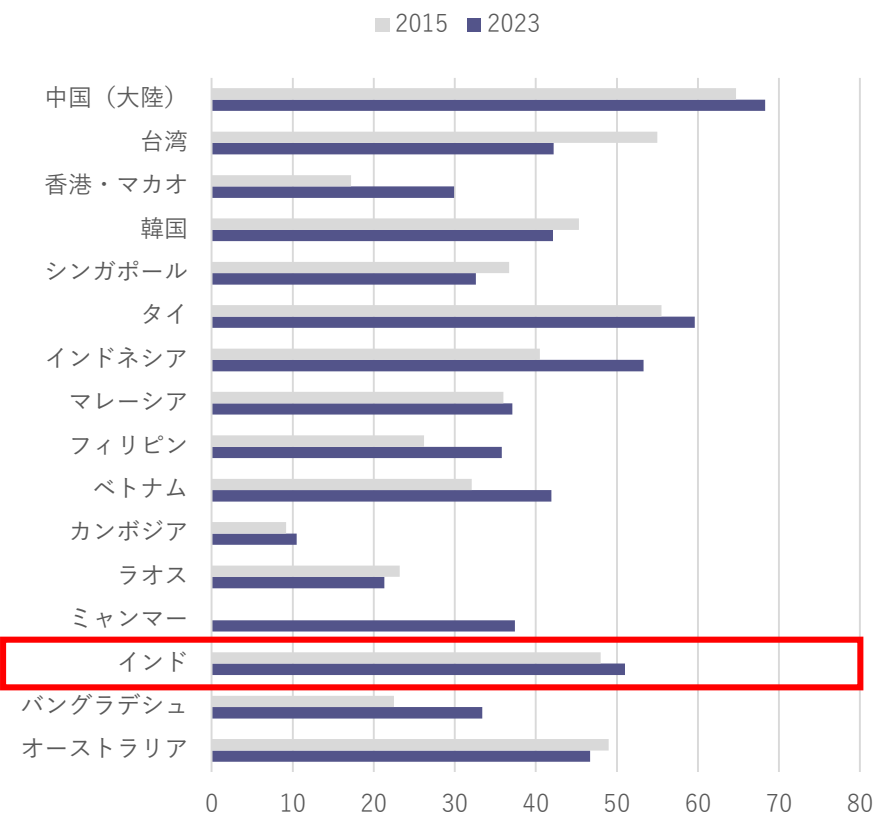
	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
中国（大陸）	1.1%	0.5%	25.4%	10.1%	37.7%	17.9%	21.2%	40.1%	11.4%	2.9%	1,022
UAE	1.0%	10.2%	2.7%	3.1%	0.9%	4.9%	5.3%	0.9%	13.3%	18.0%	539
米国	5.1%	7.2%	6.4%	14.9%	6.0%	5.6%	7.9%	5.7%	5.4%	10.0%	518
サウジアラビア	0.3%	13.1%	6.5%	0.4%	0.3%	0.5%	2.9%	0.0%	2.0%	0.2%	462
ロシア	2.7%	11.8%	2.9%	2.9%	0.1%	1.5%	0.4%	0.2%	0.3%	1.9%	406
イラク	0.4%	13.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	391
インドネシア	17.9%	5.5%	2.7%	6.0%	3.0%	7.9%	1.8%	0.4%	1.6%	0.1%	287
その他	71.5%	38.3%	53.3%	62.6%	52.1%	61.6%	60.4%	52.5%	66.0%	66.8%	3,701
品目分類別総額 (億USD)	344	2,877	1,042	97	127	216	251	1,363	182	826	7,326

(注1) 各品目分類に占める、輸入相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

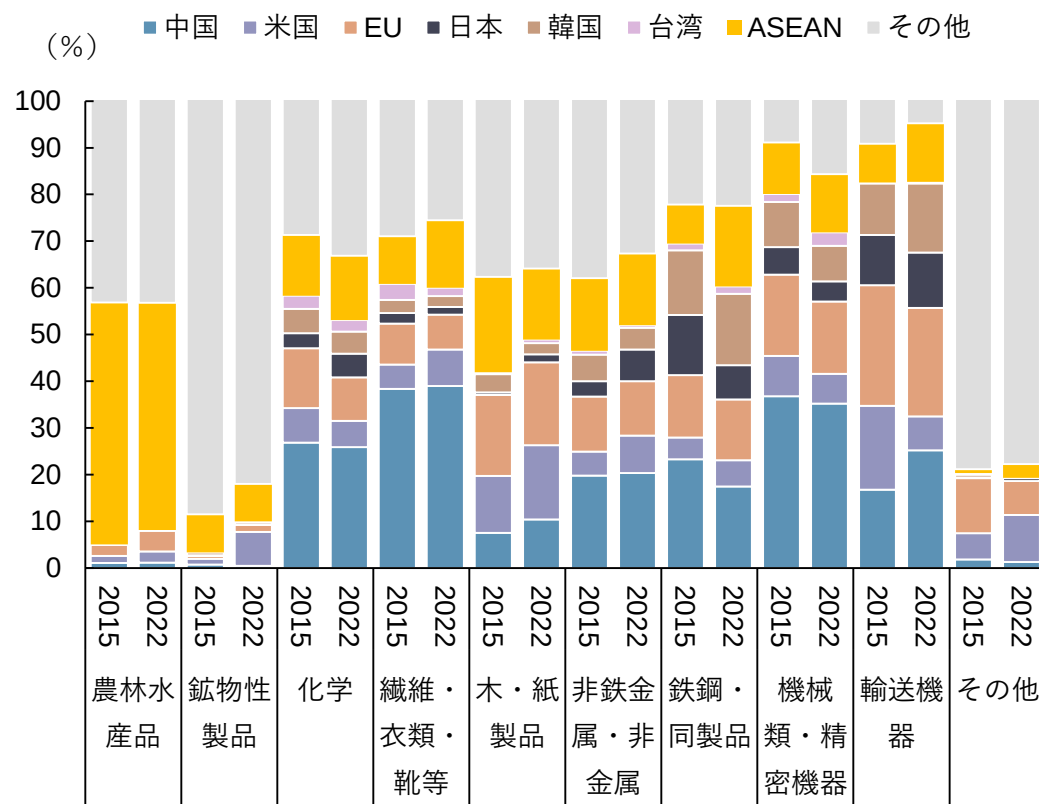
(注2) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- 自動車産業を軸に、原材料や部品のサプライヤーも含めた現地進出が進んでおり、インドにおける日系企業（製造業）の現地調達比率はタイやインドネシアにはおよばないが、他のASEAN諸国に比べて高い水準
- 部素材の海外からの調達先としては電気電子部品をはじめ、多くの産業で中国が大きな割合を占める

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率



インドの部素材の調達先（輸入の国・地域別割合）



（注）部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

- 世界第1位の人口大国で、宗教、言語、文化などの社会の多様性が特徴
- 2027年までには実質GDP世界第三位となることが見込まれているが、一人あたり実質GDPは依然として低い
- 政治面では、モディ首相が率いる与党連合が、2019年5月開票の総選挙で圧勝。現政権による経済成長に一定の評価が得られる中、次回の2024年総選挙も与党連合が過半数を占め、政権続投となる見込み
- 外交面では、伝統的に全方位外交を志向し、近年グローバルサウスのリーダーとしての地位をめざす

社会・経済等における特徴

社会

- ✓ 14億人を超える世界第1位の人口大国
- ✓ 宗教についてはヒンドゥー教徒が8割、イスラム教が1.5割、そのほか仏教やキリスト教などが混在
- ✓ 言語はヒンドゥー語が連邦公用語、英語が準公用語、ほかに憲法で公認されている州の言語が21存在
- ✓ カースト制度（国民の8割が信仰するヒンドゥー教に根差した身分制度）による差別は憲法で否定されているが、カースト制度そのものは依然として社会に残り、生活の規範とするインド人は多い

経済

- ✓ 2024年4月時点でのGDP規模は世界第五位
- ✓ 一人あたりGDPはタイやマレーシア、ベトナムより低く、バングラデシュと同等の水準

政治

- ✓ 元首は大統領だが、実質的な行政権は首相が持つ
- ✓ 議会は上下院の二院制で、首相指名と予算決議に関して下院が優越。モディ首相の率いる与党連合は下院で過半数と強固な基盤を築くも、上院は過半数割れの「ねじれ国会」
- ✓ 連邦国家であり、州政府の権限は大きい

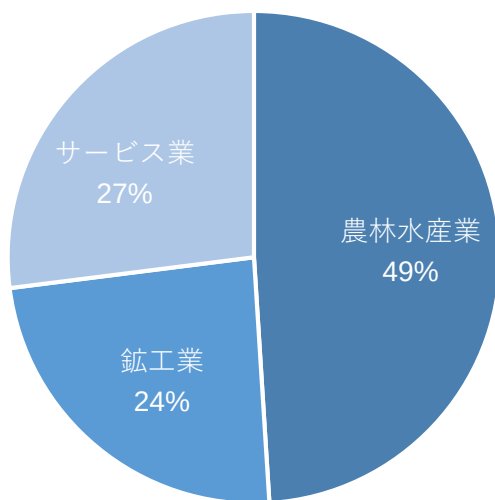
外交

- ✓ 伝統的に非同盟、全方位外交を志向するが、実利主義が原則
- ✓ 近年、日本、米国、オーストラリアと「Quad」を通して、関係強化。他方で、ロシアとは伝統的な友好関係を維持
- ✓ 中国との間で国境問題を抱えており、2020年4月の紛争を契機に実質投資制限策などを講じる

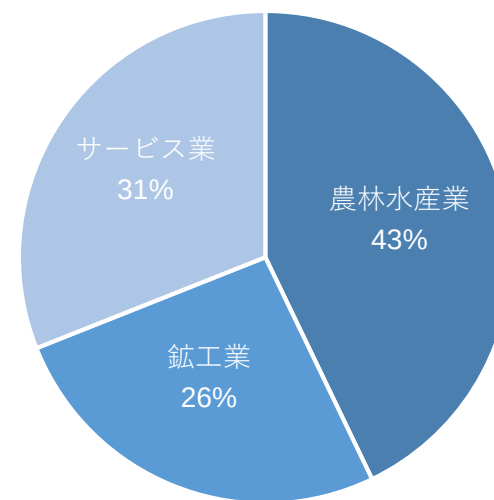
- 産業構造別就業人口では、第一次産業（農林水産業）が2011年比較で減少しているものの、依然として最大。モディ政権は、2021年11月に農家から不評だった新農業関連法を撤廃した他、2024年5月の総選挙を前に、大票田の農村対策として農業・農村振興に注力。依然として農業従事者に配慮した政治体制である
- 製造業の発展が遅れたため、モディ政権は製造業を振興し、GDP比を25%に高める目標を掲げ、「Make in India」政策を展開。自動車、家電製品、携帯電話等の分野ではPLIインセンティブスキームも奏功し、国内製造拠点誘致に成果が出ている分野もあり、2011年比較で就業人口割合増加
- インド経済を牽引しているファクターは第三次産業（サービス業）で、ITソフトウェアに強み

産業構造別就業人口比（2011年と2022年の比較）

2011年



2022年



- 1947年の独立以降、計画経済体制を採用し、新規参入を抑制する外資抑制策や産業ライセンス制度などを導入
- 1980年頃より部分的に経済を自由化、外資容認（例:1982年、スズキ進出）、産業ライセンス制度緩和などを実施
- 1990年の湾岸戦争で国際収支悪化、1991年には外貨が枯渇して経済危機が発生
- 経済危機を受け、1991年にビッグバン型の経済改革（一層の外資規制緩和、産業ライセンス制度撤廃などを実施）
- 2000年代に入り財政赤字の改善や技術革新に支えられたサービス業の拡大により2007年まで9%台の高成長を維持
- シン政権（2004～2014年）の末期である2009年から2013年では政権基盤の弱さから政策が混乱し、経済は停滞
 - 2014年にモディ政権が成立しモディノミクスの改革に取り組む
- 2020年は新型コロナウイルスにより甚大な影響を受けるも、2021年は実質GDP成長率が8.9%まで回復。2022年、2023年も6-7%程度の高成長を継続。2024年度以降も6%以上の水準で成長が続く見通し



- 2019年の成長率は、①5月総選挙で与党連合が過半数割れに迫り込まれるとの懸念による設備投資手控え、②干ばつに伴う農業生産の不振、③ノンバンク破綻に伴う信用収縮等を背景に、総じて低迷
- 2020年から2022年にかけては新型コロナウイルスによる影響とその反動が成長の軌道に反映される形となった。2023年以降も人口、所得増を背景とした国内需要を中心に、底堅い成長を維持

アジア経済見通し総括表（短期）

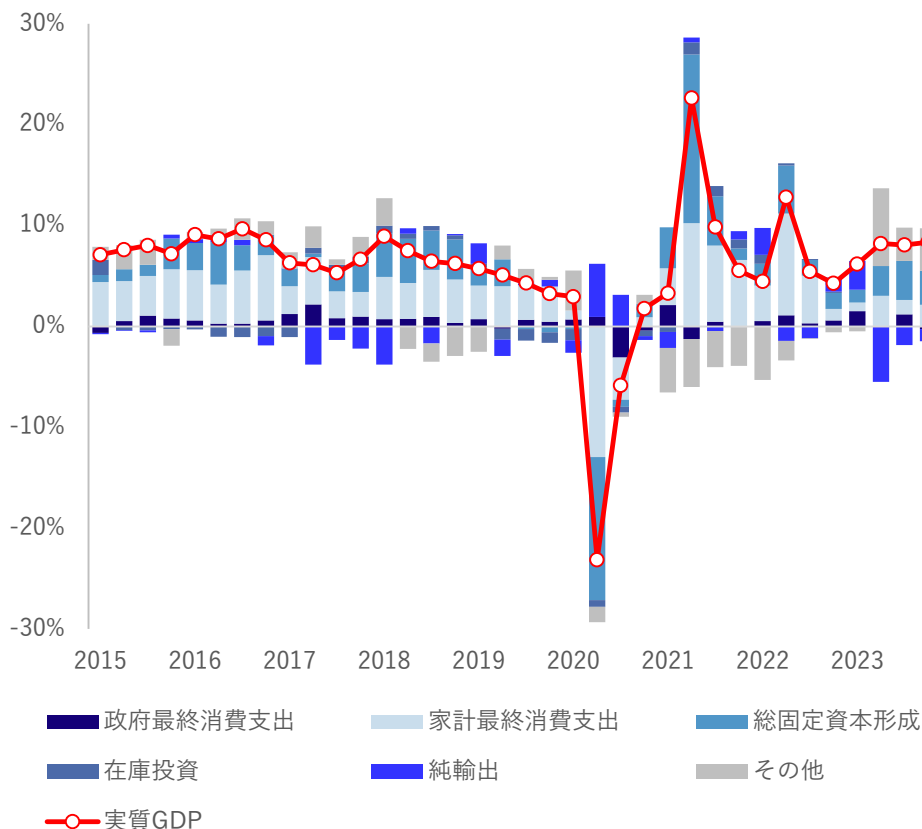
（単位：%）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
アジア	▲ 0.8	7.4	4.1	4.8	4.1
中国	2.2	8.4	3.0	5.2	4.6
NIEs	▲ 0.6	5.7	2.1	1.5	2.2
韓国	▲ 0.7	4.3	2.6	1.4	2.3
台湾	3.4	6.5	2.4	1.4	3.0
香港	▲ 6.5	6.4	▲ 3.7	3.2	2.9
シンガポール	▲ 3.9	8.9	3.6	1.0	2.0
ASEAN5	▲ 3.5	3.4	5.5	4.0	4.5
インドネシア	▲ 2.1	3.7	5.3	5.0	5.0
タイ	▲ 6.1	1.5	2.6	1.9	2.7
マレーシア	▲ 5.5	3.3	8.7	3.7	4.4
フィリピン	▲ 9.5	5.7	7.6	5.6	6.2
ベトナム	2.9	2.6	8.0	5.0	5.8
インド	▲ 6.0	8.9	7.0	7.8	6.8
オーストラリア	▲ 1.8	5.2	3.8	2.1	1.5
（参考）NIEs + ASEAN5	▲ 2.4	4.3	4.4	3.5	4.9
（参考）中国を除くアジア	▲ 4.0	6.3	5.4	4.9	4.9

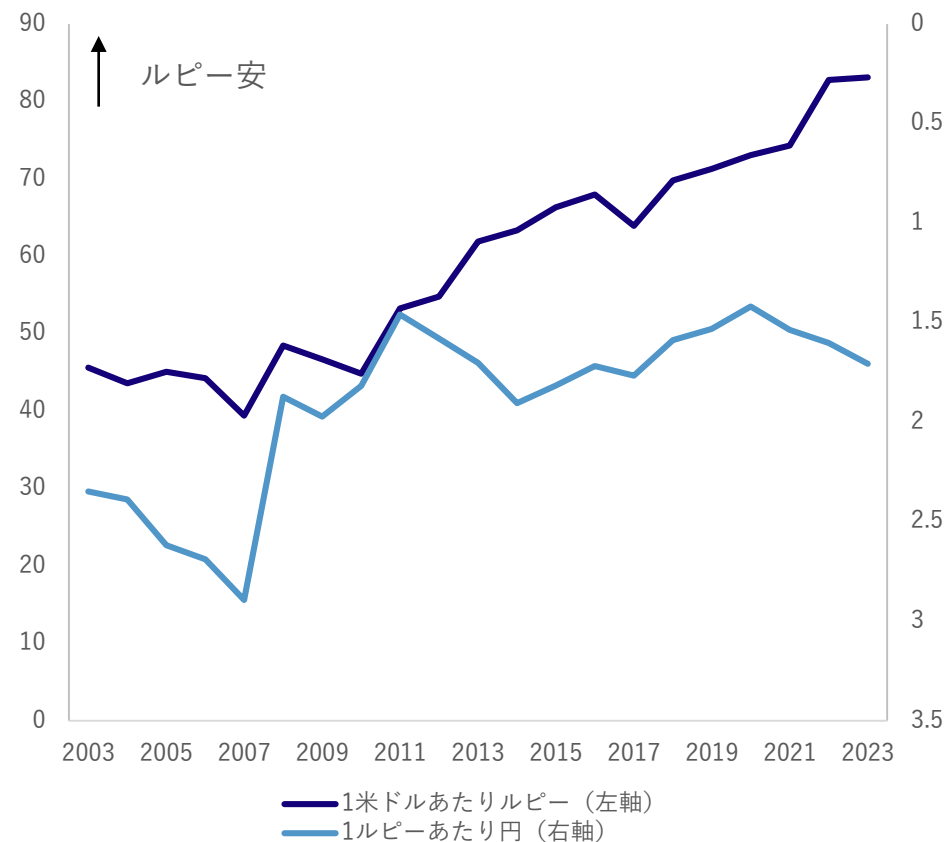
（注）実質GDP成長率（前年比）。網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア（購買力平価ベース）により算出

- 2020年4～6月期の実質GDP成長率は新型コロナウイルスの影響もあり前年同期比▲23.4%と過去最悪のマイナス成長となった。その後は経済活動の再開に連れてGDP成長率も回復し、2021年4～6月期には21.6%の高成長を記録。コロナによる下押しとその反動による影響は徐々に緩和してきており、2023年度は7%前後の成長率
- ルピー相場は、対米ドルで下落傾向が続く。対円に対しては2010年以降一進一退

インド実質GDP成長率（需要別、四半期ごと）

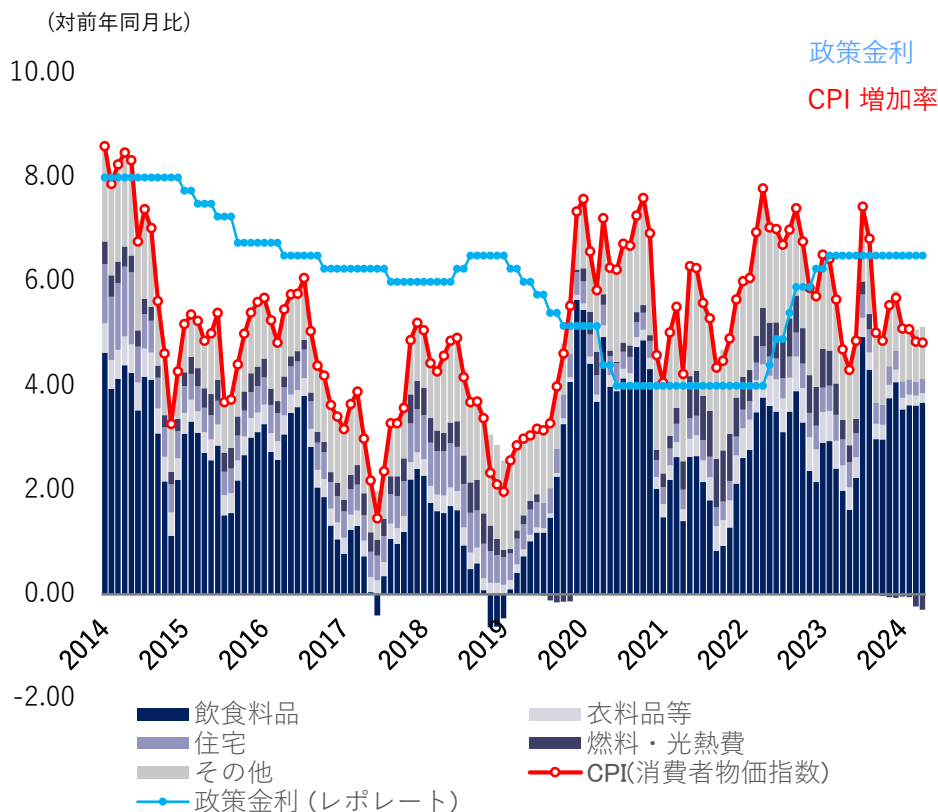


インドルピー相場（対米ドル、対日本円） 年末時点

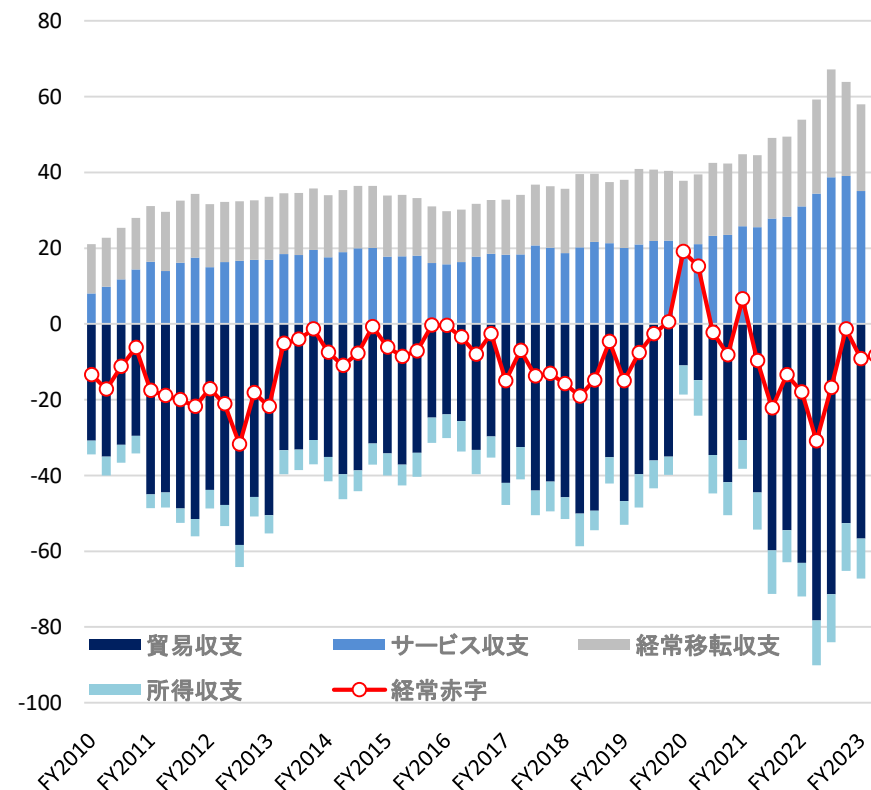


- 消費者物価指数はコロナ禍でのロックダウンによる供給制約等により2020年に大きく上昇し、その後一進一退を続ける
- 2020年5月、新型コロナウイルスの甚大な影響を考慮し、政策金利を4.4%から4.0%へ引き下げ。2022年5月にインフレ対策で4.4%へ利上げを実施し、その後も利上げを継続してきたが2023年3月以降据え置き
- 原油輸入により経常収支は赤字となっており、通貨に下落圧力がかった場合に経済成長が抑制される可能性あり

インド消費者物価指数（CPI、品目別寄与度、%）



インド経常収支



- 2019年5月の総選挙は、与党インド人民党（BJP）に対して最大野党のインド国民会議派（INC）や地域政党が挑む構図となり、モディ首相が率いるBJPを中心とした与党連合が過半数を確保し、政権を維持できるか否かが焦点となっていたが、当初の予想に反してBJPが545議席中約300議席を獲得
- 今回の結果は過去5年間に於けるモディ政権の政策運営に国民が信任を与えることになった。単一の政党が連続して過半数を獲得するのは1984年以来で、BJPとしては初の快挙
- 下院の任期は5年、直近選挙は2024年4-6月に実施。BJP単独では過半数議席（273議席）を下回った。与党連合・国民民主党（NDA）としては過半数を超え、連立政権となった。モディ政権は3期目に突入

インド国会の仕組み

上院

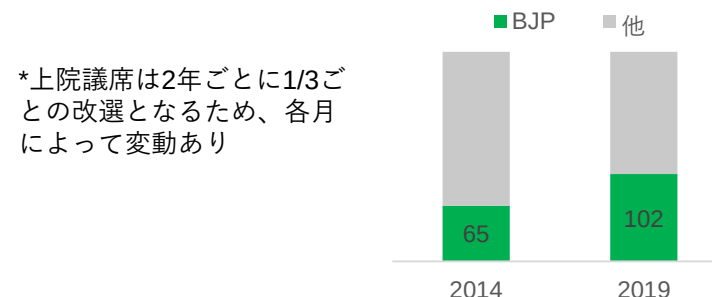
- ・ 任期6年、2年ごとに約1/3ずつ改選
- ・ 州議会議員による間接選挙
- ・ 上記のため、勢力交代に時間がかかる仕組み

下院

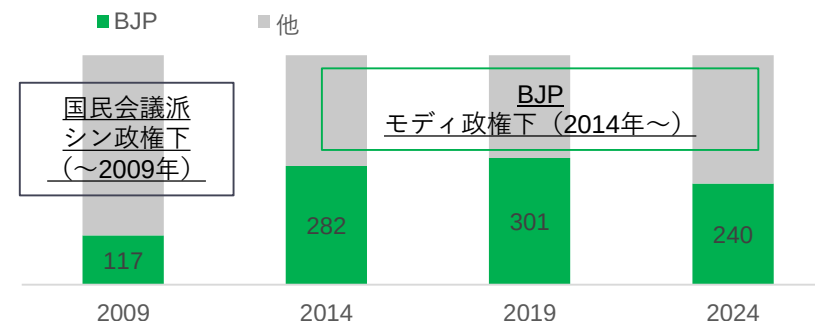
- ・ 任期5年
- ・ 有権者による直接選挙
- ・ 首相指名と予算に関しては、下院のみで可決可能。その他は両院の可決必要

総選挙結果

上院選挙BJP獲得議席（定数250席）*

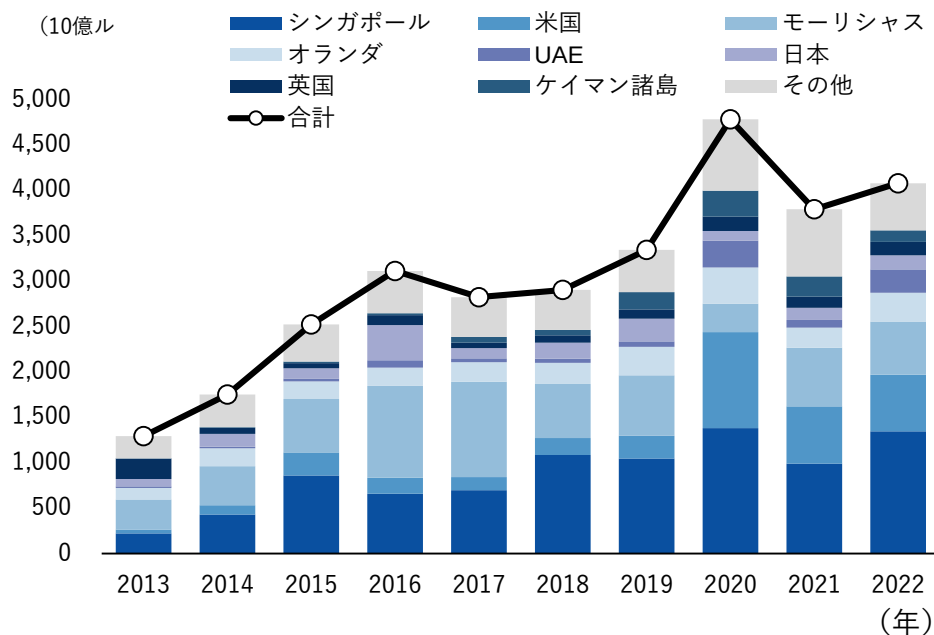


下院選挙BJP獲得議席（定数543席）

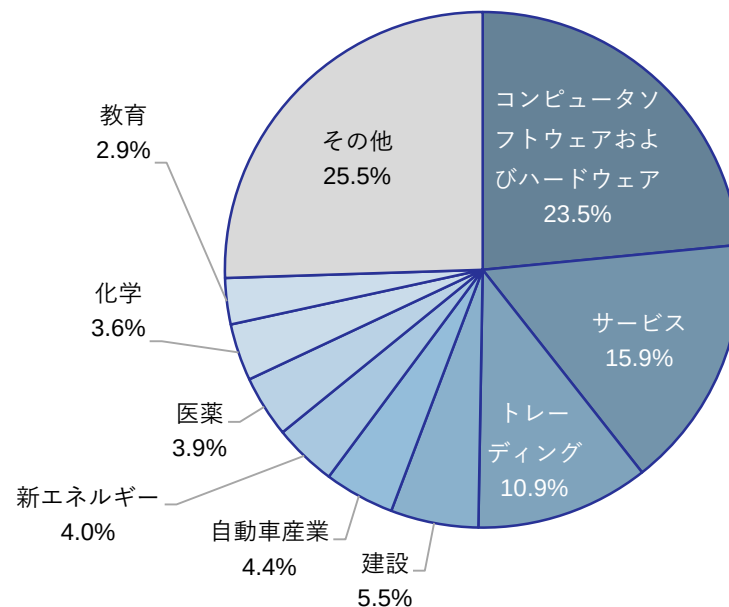


- 対内直接投資は増加傾向で、とりわけ2014年のモディ政権成立以降に一段と増加
- 投資国別では、二国間租税条約により、インド投資に対し一定条件下でキャピタルゲイン課税が免除になるモーリシャス、シンガポール経由が多かったが、2016年5月にモーリシャスとの租税条約が改正され、2017年4月以降は段階的にキャピタルゲイン課税が適用されたため、2018年以降モーリシャスからの投資は縮小
- 各国企業が統括会社を置くシンガポールからインドへの投資が行われているため、割合が高い
- 2020年は米国からの大型投資案件（アルファベットやメタ）があり、その反動で2021年は前年対比減少も、今後も米IT大手企業によるインド投資は継続される見込みで、長期的には増加トレンド

世界からの直接投資フロー（国・地域別推移）



業種別フローの内訳（2022年）



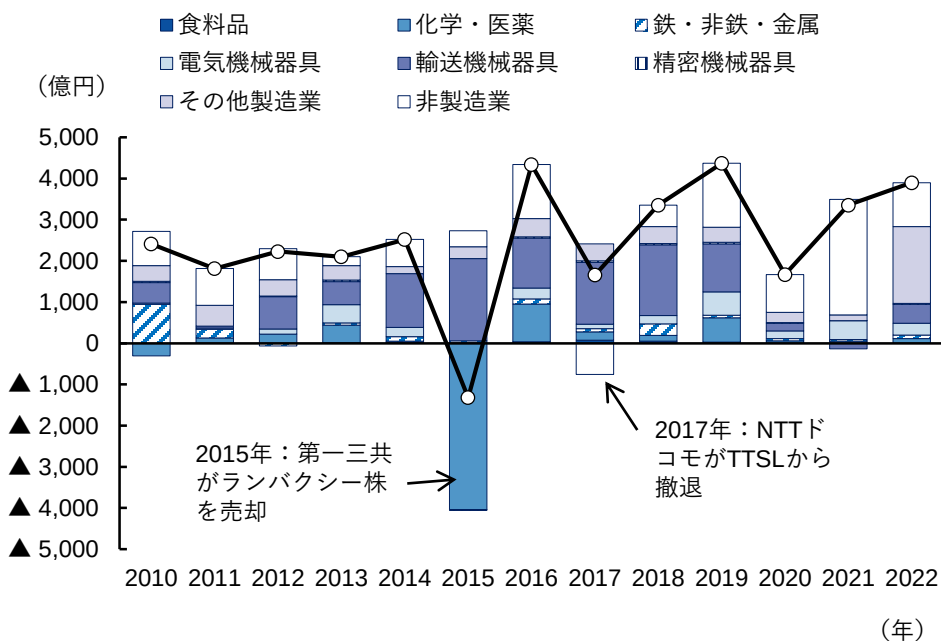
(注) インフローベース

【1-7】直接投資動向 ② 日本からの投資

Strictly Confidential

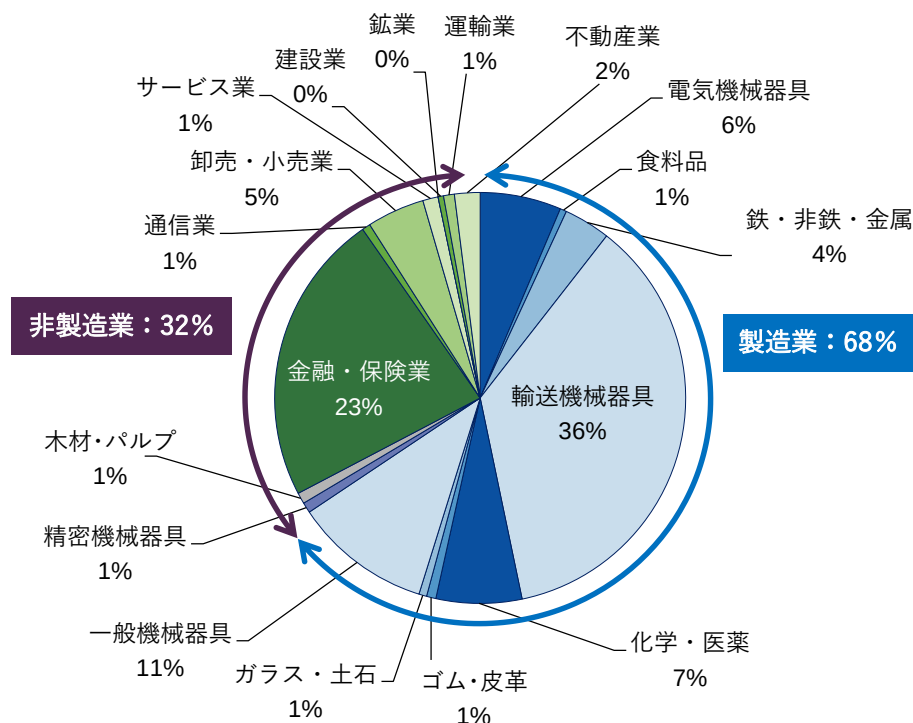
- 日本からインドへの直接投資については、2014年モディ政権下の産業振興政策の追い風を受け、自動車などの輸送機械器具を中心に2019年まで徐々に増加
- 全体的に拡大傾向だが、買収等の大型案件の有無によって全体に占める業種の割合が大きく変動する傾向
- 投資残高としては製造業が68%を占め、今後も完成車メーカーや電気電子関連の投資を中心に、製造業の投資が引き続き牽引

日本からインドへの直接投資フローの推移



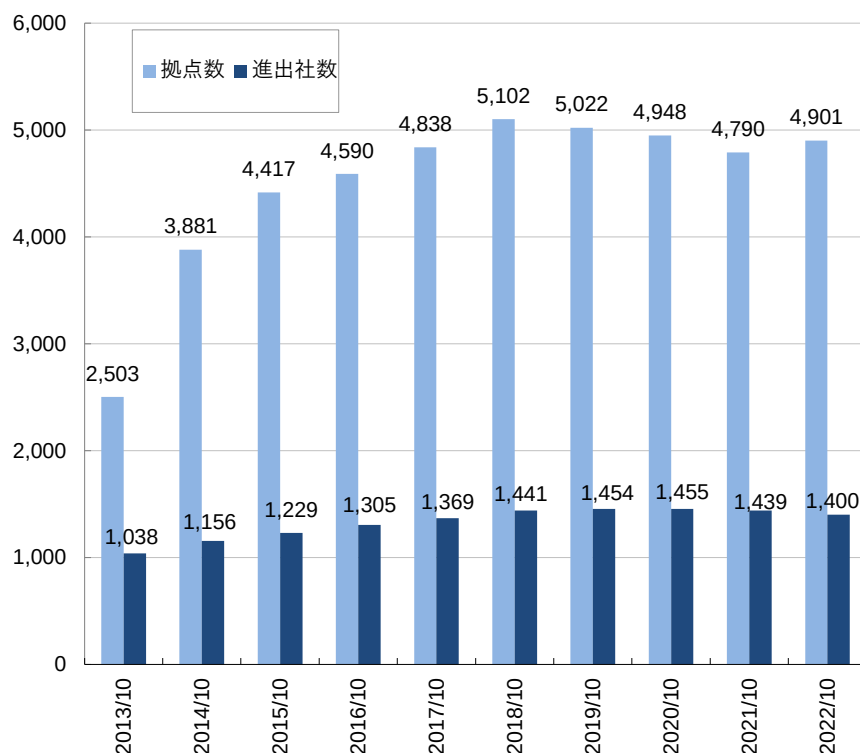
(注) 国際収支関連統計の基準変更により2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

日本からインドへの対外投資残高（業種別内訳、2022年）

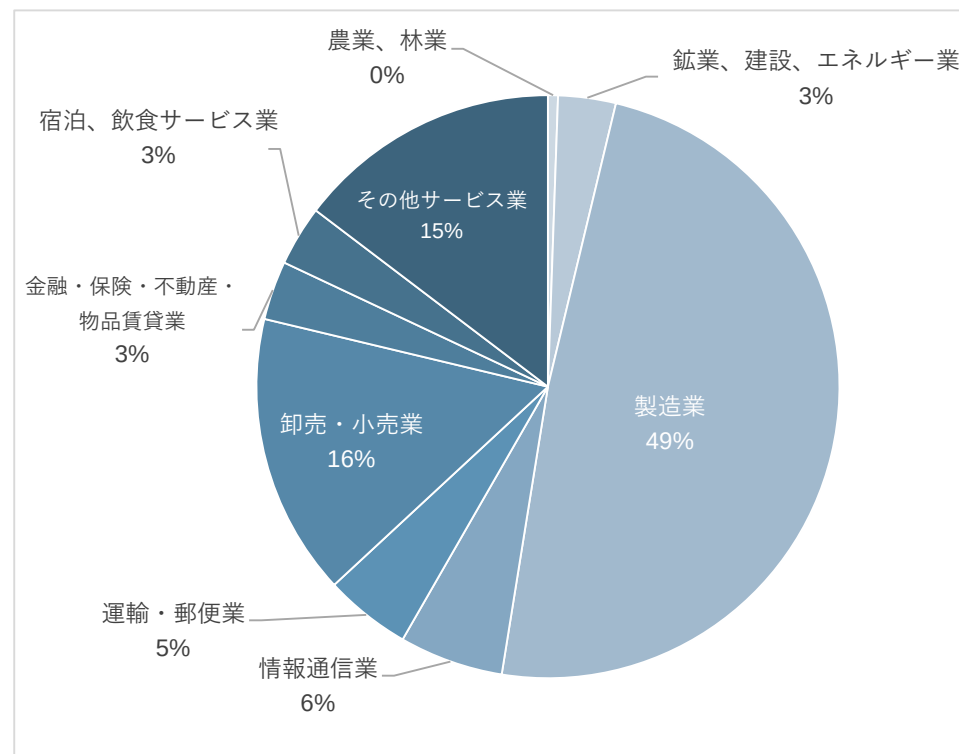


- 日系企業のインド進出企業件数は2022年では前年比微減の1,400社となった。背景には新型コロナウイルスの影響による事務所閉鎖等が挙げられる。一方、拠点数は4,901拠点と111件増加。2021年では現地拠点の運営合理化などを目的とした統廃合により減少したが、2022年では既存企業の新規拠点設立により2020年水準まで回復
- 2014年の拠点数の大幅増加は、保険・運輸等の業種で日系企業とインド地場企業との間で合併が行われ、それに伴いインド企業が既に有している拠点が進出日系企業の拠点として計上されたことが要因

日系企業 進出件数 (2022年)



日系企業 業種別内訳 (2021年)



拠点数 : 2010/10 1,236拠点 → 2021/10 4,790拠点 → 2022/10 4,901拠点
 企業数 : 725社 → 1,439社 → 1,400社

グルガオン

スズキ、ホンダ（二輪）、デンソー、パナソニック、AGC、JFEスチール、キヤノン、YKK、東芝

ニムラナ

王子製紙、Nidec、ダイキン工業、ユニチャーム、三井化学プライムポリマー、豊田合成、ケーヒン、TPR、日鉄パイプ等

アーメダバード

スズキ、ホンダ（二輪）、豊田通商、三菱アルミニウム、三光合成、日立製作所、王子製紙、ユニチャーム、MORESCO、ルネサスエレクトロニクス等

ムンバイ

コクヨ、住友化学、日本郵船、良品計画、日本製紙、沖電気、AEONクレジット、オリックス、住友不動産等

プネ

JFEエンジニアリング、JFE商事スチール、矢崎総業、横浜ゴム、ニプロ、伊藤忠丸紅鉄鋼、GSユアサ、フコク、住友重機械工業、イーグル工業等

バンガロール

トヨタ自動車、ホンダ（二輪）、豊田通商、安川電機、横河電機、三菱電機（エレベーター）、日清食品、清水建設、富士通、日本通運、楽天、三井不動産、クレディセゾン等

デリー

日立製作所、ヤクルト、三井化学、三菱重工、JXエネルギー等

ノイダ

ホンダ、ヤマハ発動機、日本ペイント、ピジョン、森六、テイ・エステック、不二越、エイチワン等

コルカタ

日本製鉄、黒崎播磨工業、エア・ウォーター、フィード・ワン、日新、野村総合研究所等

ハイデラバード

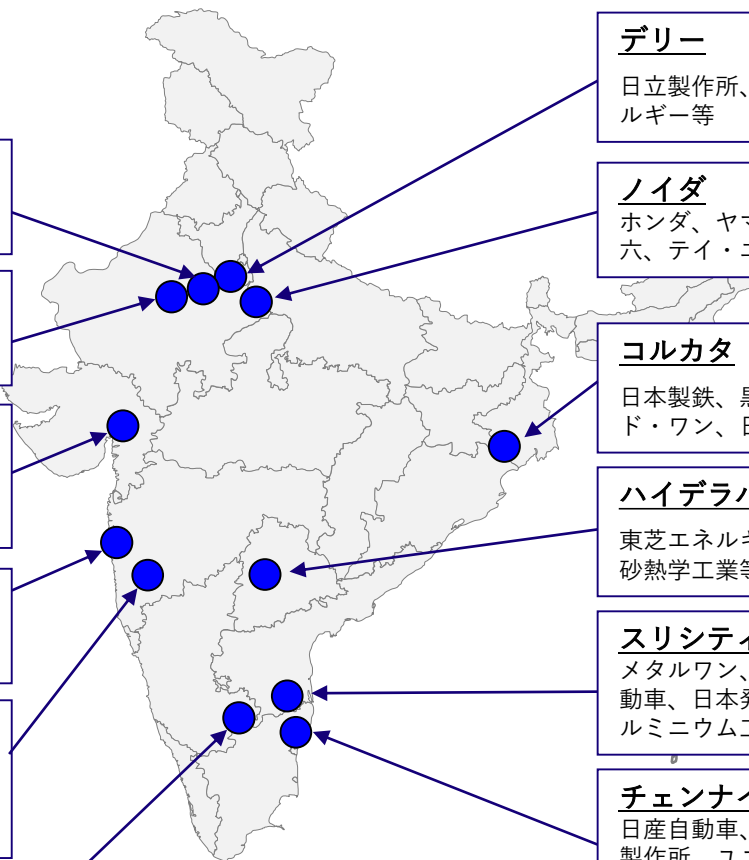
東芝エネルギーシステムズ、日本農薬、ダイセル、高砂熱学工業等

スリシテイ

メタルワン、コベルコ建機、ユニチャーム、いすゞ自動車、日本発条、東レ、THK、パナソニック、大紀アルミニウム工業所、ダイキン工業等

チェンナイ

日産自動車、ヤマハ発動機、東芝、小松製作所、小糸製作所、ユニプレス、NSK、フジテック、味の素、ヤマハ、ヤンマー、富士電機等



- 2023年に世界1位の人口大国となったが、今後も人口増加が予想され、市場はさらに拡大
- 一方、インフラ不足や複雑な税制などが問題視されており、ビジネス環境の改善が継続課題
- 近接する中東や、インド洋対岸のアフリカに広がる市場向けに、インドが供給拠点となりうるポテンシャルあり

投資における魅力

巨大な消費市場	世界1位の人口大国
豊富な労働力	生産年齢人口は当面増加
所得増加	経済成長を背景に所得は増加傾向にあり、中間層も拡大
輸出拠点	欧米企業はインドを輸出拠点として活用。また、中東・アフリカ市場への供給拠点となりうるポテンシャルあり

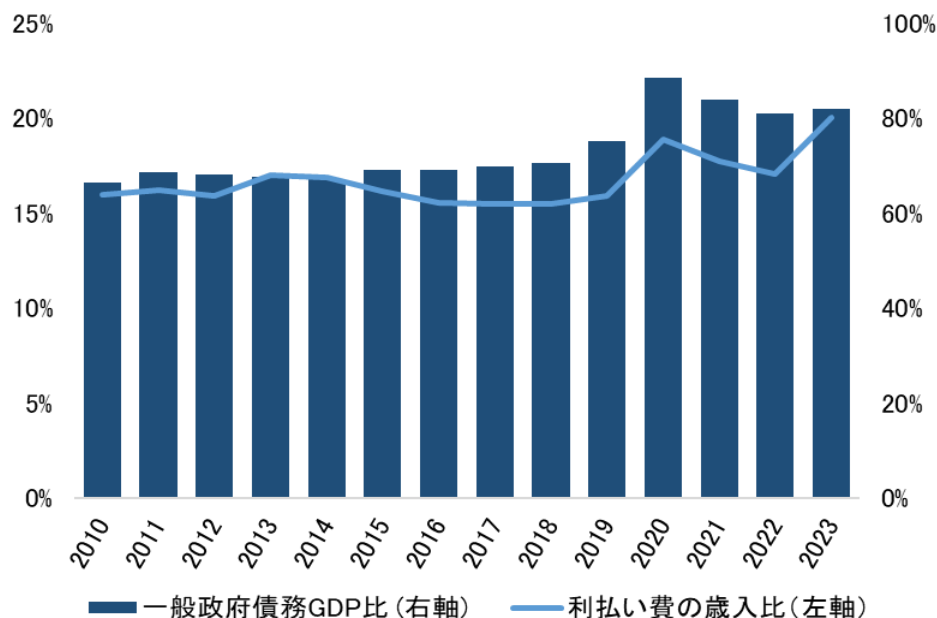
投資における留意点（課題）

インフラ開発	電力や道路などインフラ改善に予算をつぎ込むが、先進国と比べると課題
税制	州またぎ税の廃止（GSTの導入）など改善傾向にあるが、依然複雑な制度
労務	ワーカー賃金はASEANに比べ安価ではなく、地域によっては労働者が不足、また労働問題なども発生
厳しい競争環境	現地企業の製品は低品質で低価格な製品を販売しており、コスト面で競争が激しい

	特徴	近時動向
経済・金融情勢	✓ 経常収支が慢性的に赤字。原油輸入のウエイトが大きく、原油価格高騰により貿易赤字が拡大するとルピー安が加速しやすい構造。ただし、外貨準備は潤沢で外貨繰りには懸念なし ✓ 原油の輸入価格や食料品価格の影響に引っ張られ、慢性的な高インフレ体質。持続的な高インフレ・高金利が経済の足かせになりやすい構造	✓ 2023年の対ドルレートは安定して推移。米国の利上げモードの一服やインド中銀（RBI）の為替介入によって81-83ルピー/ドル近辺でコントロール ✓ RBIはインフレ抑制と通貨防衛のため、2022年5月以降断続的に利上げを実施。今後の利上げ時期については、米国の金利政策にも左右され、不透明感が増している
与信環境	✓ 高水準の政府債務が政府の信用力（国債格付等）を損なうとともに、金利高を通じて民間部門の投資を抑制する要因に ✓ 近年改善傾向にあるものの高水準の不良債権が過去、景気押し下げ要因	✓ 一般政府債務はコロナ禍で、GDP比約90%まで拡大。名目GDPの拡大によりGDP比率は80%まで改善するも、財政再建の取り組みは緩慢 ✓ 指定商業銀行（SCB）の2023年9月時点のグロスの不良資産（NPA）比率は3.2%と11年ぶりの低水準にまで改善
サプライチェーン	✓ 物流、電力などのインフラが全般的に脆弱 ✓ 一方、高水準の政府債務や利払い負担がインフラ開発のための政府支出を抑制する要因に	✓ Self Reliant India政策（2020年5月発表）の下、国家インフラ統合計画を策定（2022年）し、インフラ輸送網（道路、鉄道、空港、港湾等）の整備をめざしている ✓ 2024/25年度の暫定国家予算では、インフラ投資を中心とした資本支出を前年比11.1%拡大。交通インフラの整備に力点
法制度	✓ 複雑で頻繁に変更される税制・法制度がビジネスや投資の阻害要因に	✓ 2021年、29の連邦労働法を4つにまとめる法改正を実施 ✓ インド最高裁判所は2022年5月、外資系企業に籍を置く出向者の給与等の立て替え精算がサービス税の課税対象となり得るとの判断を示す。一方、税務当局は2023年12月、出向者給与などへのGST課税は個別判断との見解を出している

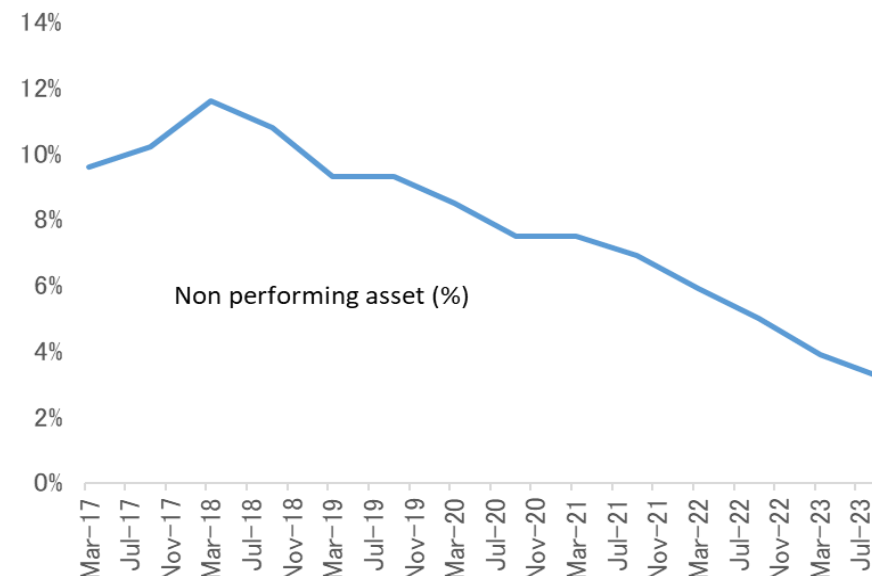
- 財政悪化リスク：一般政府債務はコロナ禍でGDP比89%まで拡大。高水準の利払い負担を抱え、政府の支払い余力は限定的で、機動的な財政政策が実行しづらい
- 金融セクター：高水準の不良債権が過去、景気押し下げ要因となってきた。近年は、RBIの努力により改善傾向が続く。ただし、国営銀行の不良債権は依然として注意が必要

政府債務残高／利払い負担



(注) 2021年以降の一般政府債務、および2023年の利払い費は推計値

不良債権比率



I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

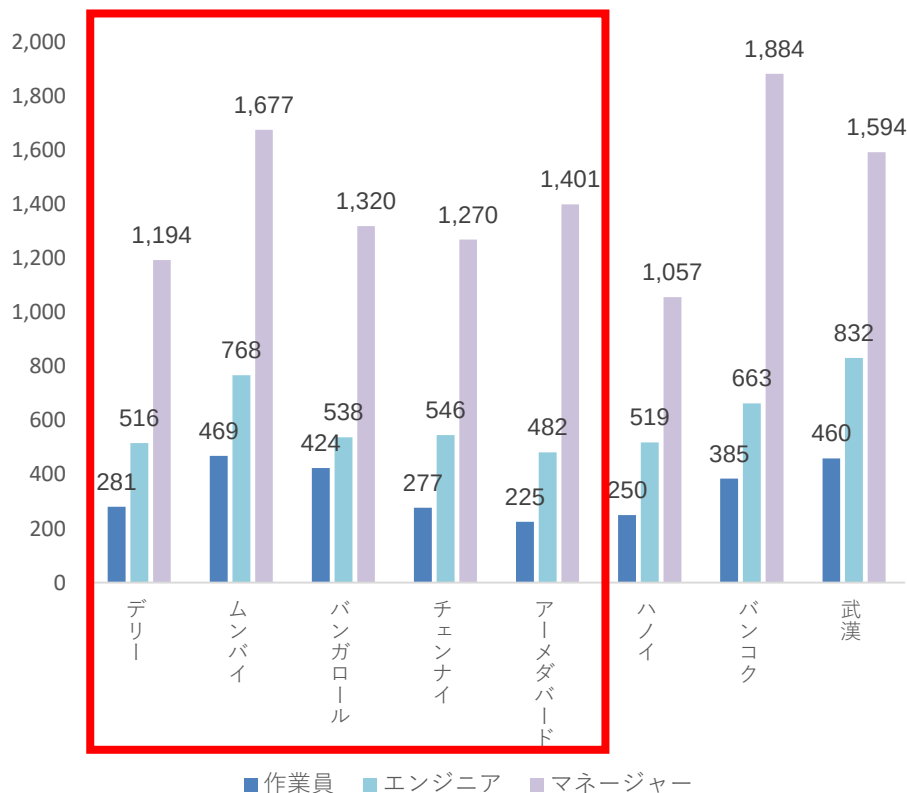
IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- ワーカー賃金は平均200米/月ドルを超えており、賃金水準も年々上昇している
 - 離職率も高く、優秀なスタッフの確保は進出企業の課題の一つ。労働組合の力が強く、労働争議の問題もある

製造業の賃金比較（月額）

単位：米ドル



非製造業の賃金比較（月額）

単位：米ドル



（注1）上記賃金については平均賃金

（注2）アーメダバードにおける非製造業の賃金水準はデータが取得できないため、非製造業の賃金比較では記載なし

賃金上昇率 インド全国平均（実績・見込み）				
	2022見込み （前回調査）	2022 実績	2023 見込み	有効回答数
スタッフ	8.5%	9.6%	9.5%	206/200
ワーカー	8.8%	9.4%	9.7%	87/87
賃金上昇率 地域別平均（実績・見込み）				
	スタッフ		ワーカー	
	2022実績	2023見込み	2022実績	2023見込み
デリー準州	10.2%	9.4%	11.0%	9.7%
ハリヤナ州				
グルガオン	9.8%	9.6%	9.2%	9.4%
マネサル	9.7%	10.4%	10.3%	10.2%
その他	7.9%	8.4%	7.8%	8.3%
ウッタル・プラデーシュ州	8.7%	8.3%	9.0%	8.5%
ラジャスタン州	8.9%	10.3%	10.6%	10.7%
西ベンガル州	10.5%	11.0%	8.0%	10.0%
グジャラート州	8.0%	9.0%	7.5%	9.0%
マハラシュトラ州				
ムンバイ	10.0%	10.4%	5.0%	10.0%
プネ	13.1%	10.3%	15.7%	8.6%
その他	7.7%	8.7%	8.0%	9.0%
テランガナ州	11.0%	11.0%	13.0%	13.0%
アンドラ・プラデーシュ州	8.7%	9.3%	9.0%	9.9%
タミル・ナドゥ州	9.6%	9.4%	9.2%	10.5%
カルナタカ州	8.7%	9.1%	8.9%	9.0%
合計	9.6%	9.5%	9.4%	9.7%

職位別離職率							
職位				2021実績 (前回調査)	2022実績	有効回答数	
トップマネジメント（部長級以上）				2.3%	8.1%	35	
管理職（課長、係長級）				6.3%	10.7%	102	
スタッフ（セールス担当者、秘書、受付、事務員）				7.6%	10.6%	130	
エンジニア				6.6%	13.9%	80	
ワーカー				6.2%	13.0%	55	
進出日系企業の職種別賃金水準（基本給＋諸手当） ルピー/月							
職種		2021実績	2022実績	職種		2021実績	2022実績
全職種共通	役員	666,477	607,421	製造業	工場長級	234,743	305,168
	部長級	397,612	387,750		ライン管理者	60,262	75,487
	課長級	158,439	208,571		エンジニア（上級職）	47,856	75,973
	係長級	87,577	103,539		エンジニア（一般職）	40,579	49,811
	一般事務職	48,972	62,484		ラインワーカー	27,385	35,074
	セールス担当職	59,474	86,244				
	サービスエンジニア	50,821	63,934				
	秘書（法定）	78,196	115,121	【調査対象】			
	秘書	62,477	60,274	インド日本商工会　：　475社			
	受付	34,152	33,481	ムンバイ日本人会／商工部会　：　96社			
	オフィスボーイ	25,112	28,392	コルカタ日本商工会：　11社			
	運転手	29,721	33,048	チェンナイ日本商工会：　188社			
			バンガロール商工会：　175社				
			ハイデラバード日本人会：　11社				
			プネ日本人会：　44社				
			アーメダバード日本人会：　50社				
			合計：　1,050社				

■ 優良な工業団地の不足

- 土地収用や環境規制等が厳しく、そもそも工業団地が絶対的に不足。空きがないことが多い
- 上下水道や電気・道路等が準備されておらず、土地だけの工業団地が一般的

- 北部（ラジャスタン州）と西部（グジャラート州等）では州政府が開発し、JETROが“日本企業専用”としてプロモーション
- 南部では主に日系向けとして総合工業団地「ワンハブ・チェンナイ」をキャピタランド・日揮・みずほ銀行が共同開発
- 各種インフラ問題に対処すべく、DMIC構想（デリー・ムンバイ産業大動脈構想）のもとで開発が進行中（詳細はP37）

日系企業が多く入居しているインドの工業団地

番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
工業団地名	IMTマネサール工業団地	パワル工業団地	ニムラナ工業団地（フェーズ3）※日本企業専用	ギロット工業団地※日本企業専用	グレーターノイダ工業団地	マンダル工業団地（フェーズ1）※日本企業専用	チャカン工業団地	ビダディ工業団地	マヒンドラワールドシティ工業団地	ワンハブ・チェンナイ総合工業団地	スリシティ工業団地
所在地	ハリヤナ州	ハリヤナ州	ラジャスタン州	ラジャスタン州	ウッタル・プラデーシュ州	グジャラート州	マハラシュトラ州	カルナタカ州	タミルナドゥ州	タミルナドゥ州	アンドラプラデーシュ州
状況	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中	運用中
面積	4,912 Acres	3,365 Acres	1,161 Acres	597Acres	750 Acres	300 Acres (7エー 1) 100 Acres (7エー 2)	8,500 Acres	KIADB*1,192 Acres/ BVIP*395 Acres	1,550 Acres	1,450 Acres	7,500 Acres
土地代	Rs.28,700/m ²	Rs.11,900/m ²	Rs.4,500/m ²	Rs.3,600/m ²	—	Rs.3,190/m ² (7エー 2)	Rs.5,247/m ² (7エー 1~4) Rs.4,943/m ² (7エー 2)	Rs.7,165/m ² (BVIP予定価格)	Rs.35M/Acre	—	Rs.10M~14M/Acre
入居率	98%	約90%	約91%	空きあり	約93%	7エー 1空きなし	空きなし	KIADB分は 空きなし	ほぼ空きなし	空きあり	空きあり
日系入居数	35社	18社	55社**	-	32社	15社**	13社	8社	5社	6社**	25社**

*KIADB:カルナタカ州工業団地開発局、BVIP:ビダディベンダー工業団地 **は2021年12月時点。チャカンは2023年11月時点、その他は2023年4月時点。

デリー近郊の工業団地

Strictly Confidential

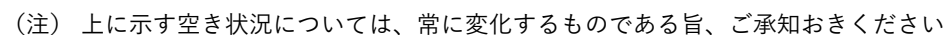


(注) 上に示す空き状況については、常に変化するものである旨、ご承知おきください



(注) 上に示す空き状況については、常に変化するものである旨、ご承知おきください

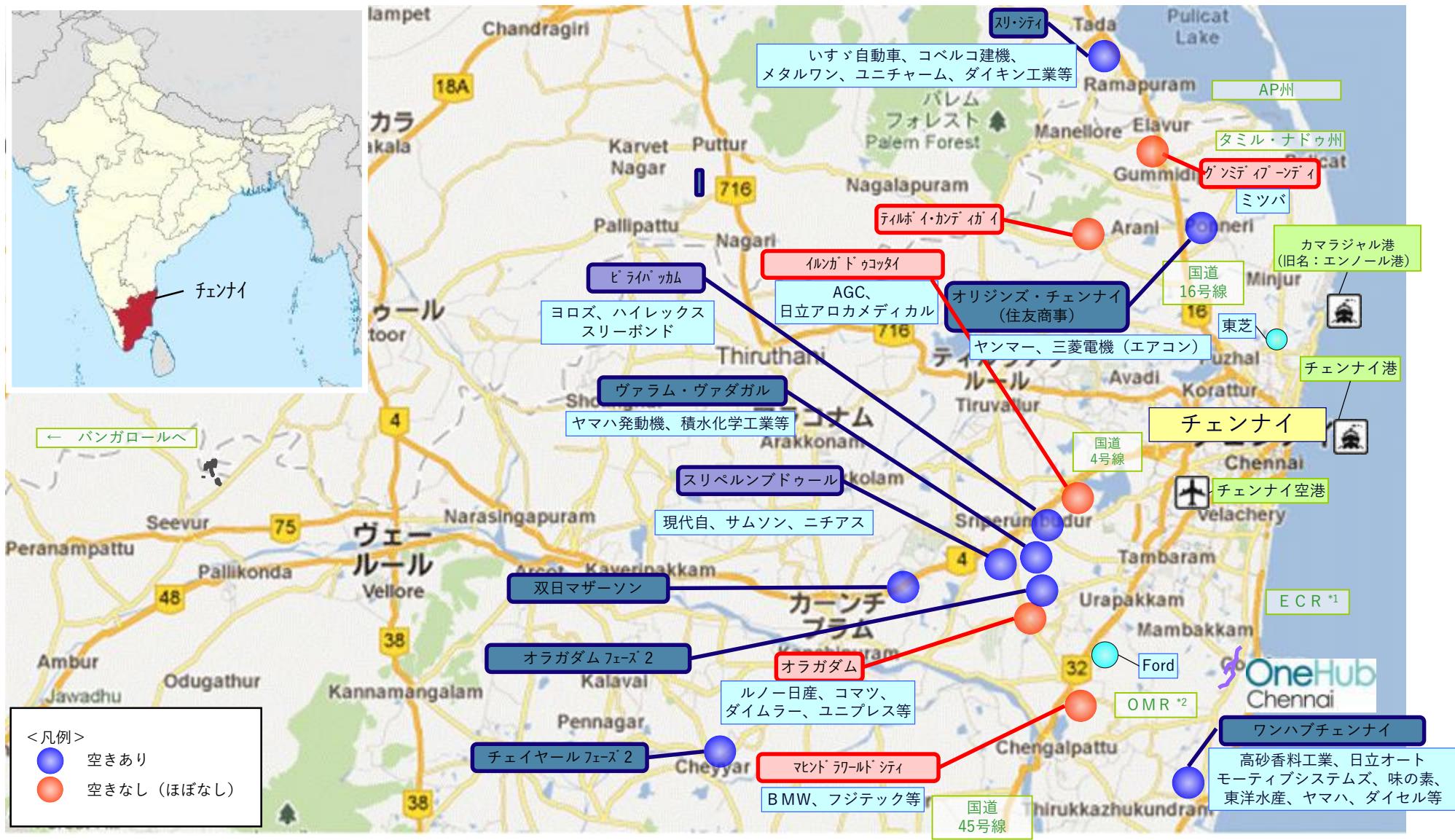
Strictly Confidential



バンガロール近郊の工業団地



(注) 上に示す空き状況については、常に変化するものである旨、ご承知おきください



*1 ECR: East Coast Road

*2 OMR: Old Mahabalipuram Road

(注) 上に示す空き状況については、常に変化するものである旨、ご承知おきください

インドにおける主な税金（2023年9月現在。税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要となる点ご注意ください）

直接税

法人所得税

1. 内国法人（年度の総収入金額や総受領高が40億ルピー超）
 - a. 課税対象所得1,000万ルピー以下：31.20%
 - b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下：33.38%
 - c. 課税対象所得1億ルピー超：34.94%
 2. 内国法人（同40億ルピー以下）
 - a. 課税対象所得1,000万ルピー以下：26.00%
 - b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下：27.82%
 - c. 課税対象所得1億ルピー超：29.12%
 3. 外国法人
 - a. 課税対象所得1,000万ルピー以下：41.60%
 - b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下：42.43%
 - c. 課税対象所得1億ルピー超：43.68%
- ◆ 前年度における総収入金額や総受領高が40億ルピー以下の内国法人には、法人税率25%（課徴金および健康教育目的税を含まない）を適用
 - ◆ 次のすべての条件を満たす場合には、内国法人の課税対象所得（特定の税率が適用される特定の所得を除く）に25%（課徴金および健康教育目的税を含まない）の軽減税率を自由選択で適用可能
 - a. 当該内国法人は2016年3月1日以降に設立もしくは登録
 - b. 物品の製造・生産業務および当該物品にかかわる研究・物流のみに従事
 - c. 免税、追加償却（一般償却を除く）または前年度の事業損失を利用していない
 - d. 軽減税率を適用するかどうかは選択可能で、確定申告期限内に所定の方法により選択
 - ◆ その他の内国法人には、基本税率30%、または前年度の総収入金または総受領高に基づき25%が適用

最低代替税

調整後の利益(Book profits)*の15%が法人税額を上回る場合、最低代替税を支払う必要がある

1. 内国法人
 - a. 課税対象所得1,000万ルピー以下：15.60%
 - b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下：16.69%
 - c. 課税対象所得1億ルピー超：17.47%
2. 外国法人
 - a. 課税対象所得1,000万ルピー以下：15.60%
 - b. 課税対象所得1,000万ルピー超、1億ルピー以下：15.91%
 - c. 課税対象所得1億ルピー超：16.38%

*調整後の利益(Book profits)とはインド所得税法第115JB条で規定される利益のことで、税引前当期純利益から同条で規定される調整項目を加減した後に計算される利益のこと。調整項目は同条のセクション2のスケジュールⅢに規定されている

【ご留意事項】 本資料は、法務・会計・税務等につき助言をするものではありません。必要な場合は、弁護士・会計士・税理士等にご確認のうえお取り扱い下さいようお願い申し上げます

インドにおける主な税金（2023年2月現在。税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要となる点ご注意ください）

直接税

配当源泉税	株主が非居住者の場合、インド国内法上の税率20%または租税条約の軽減税率（日本の場合は限度税率10%、シンガポールの場合は限度税率15%）により源泉徴収される必要がある 非居住者が日本法人の場合は受領した配当金額分を益金不算入または控除することができる（外国税額控除、外国子会社配当不算入制度）上記t制度はどちらかを適用することができるが、外国子会社不算入制度は配当金額の95%まで不算入可能と定められている																										
個人所得税	居住者、非通常居住者、非居住者に分かれる。超過累進課税方式 税率：0～30% 2020年度より、新個人所得税制度を選択適用することが可能となった																										
源泉徴収税	源泉徴収税率 <table><tr><th>支払いの種類</th><th>居住者への適用税率</th><th>非居住者への適用税率</th><th>非居住者の場合の 課徴金・健康教育目的税</th></tr><tr><td>1.社債利子を含む利子支払い (注1)</td><td>10%</td><td>20%（グロスベース） (注2,3,4)</td><td>課徴金 課税所得1,000万ルピー以下：適用なし 同1,000万ルピー超～1億ルピー以下：2% 同1億ルピー超：5% 健康教育目的税 税額・課徴金に対して4%</td></tr><tr><td>2.ロイヤルティー（注1）</td><td>10%</td><td rowspan="2">20%（グロスベース） （2023年財政法により 10%から引き上げ）</td><td>1.と同じ</td></tr><tr><td>3.技術サービス料（注1）</td><td>2%</td><td>1.と同じ</td></tr><tr><td>4.プロフェッショナルサービス料</td><td>10%</td><td>10%（グロスベース）</td><td>1.と同じ</td></tr><tr><td>5.恒久的施設帰属所得</td><td>適用なし</td><td>40%（ネットベース）</td><td>1.と同じ</td></tr></table> (注1) 項目1、2、3の源泉徴収税率は、当該所得が恒久的施設帰属所得でないことを前提とする 恒久的施設帰属所得の場合には項目5の税率を適用 (注2) 20%の税率による源泉徴収税は、外貨建て借り入れの際に適用 (注3) インドルピー建て借り入れで、特定の要件を満たさない場合、40%の税率を適用 (注4) 2020年6月30日までに行われたインド国外を源泉とする外貨建て借り入れ等に対する利子については、5%の軽減税率を適用				支払いの種類	居住者への適用税率	非居住者への適用税率	非居住者の場合の 課徴金・健康教育目的税	1.社債利子を含む利子支払い (注1)	10%	20%（グロスベース） (注2,3,4)	課徴金 課税所得1,000万ルピー以下：適用なし 同1,000万ルピー超～1億ルピー以下：2% 同1億ルピー超：5% 健康教育目的税 税額・課徴金に対して4%	2.ロイヤルティー（注1）	10%	20%（グロスベース） （2023年財政法により 10%から引き上げ）	1.と同じ	3.技術サービス料（注1）	2%	1.と同じ	4.プロフェッショナルサービス料	10%	10%（グロスベース）	1.と同じ	5.恒久的施設帰属所得	適用なし	40%（ネットベース）	1.と同じ
支払いの種類	居住者への適用税率	非居住者への適用税率	非居住者の場合の 課徴金・健康教育目的税																								
1.社債利子を含む利子支払い (注1)	10%	20%（グロスベース） (注2,3,4)	課徴金 課税所得1,000万ルピー以下：適用なし 同1,000万ルピー超～1億ルピー以下：2% 同1億ルピー超：5% 健康教育目的税 税額・課徴金に対して4%																								
2.ロイヤルティー（注1）	10%	20%（グロスベース） （2023年財政法により 10%から引き上げ）	1.と同じ																								
3.技術サービス料（注1）	2%		1.と同じ																								
4.プロフェッショナルサービス料	10%	10%（グロスベース）	1.と同じ																								
5.恒久的施設帰属所得	適用なし	40%（ネットベース）	1.と同じ																								

【ご留意事項】 本資料は、法務・会計・税務等につき助言をするものではありません。必要な場合は、弁護士・会計士・税理士等にご確認のうえお取り扱い下さいますようお願い申し上げます

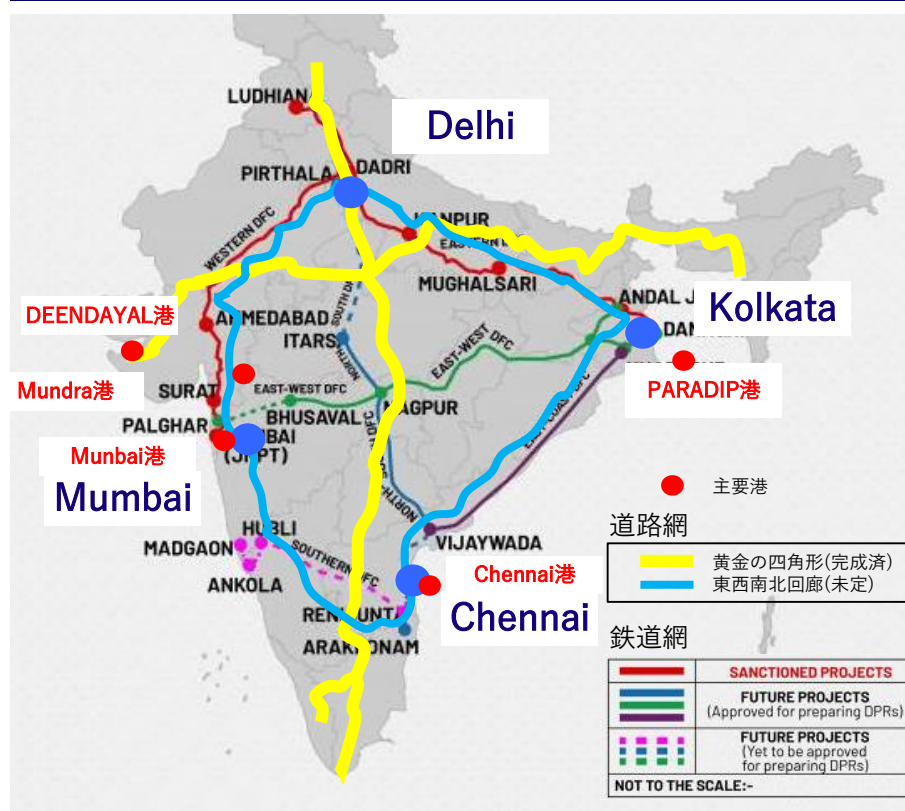
インドにおける主な税金（2023年9月現在。税率は頻繁に変更となるため都度確認が必要となる点ご注意ください）

間 接 税	物品・サービス税 (GST)	インドのGSTは2階層の構造となっており、取引の内容や性質に応じて、税金の種類が異なる GSTに関わる立法および手続きを制定するGSTカウンセルは、GSTの税率を0.25～28%の7段階に分けた構造を規定 1. 州内の資産の譲渡およびサービス提供の場合：州物品・サービス税（State Goods and Service Tax：SGST）＋中央物品・サービス税（Central Goods and Services Tax：CGST） 2. 州間取引の場合：統合物品・サービス税（Integrated Goods and Service Tax：IGST） 3. インド国外から物品・サービスの調達を行う場合（インドへの輸入）：統合物品・サービス税（IGST）＋基本関税およびその他の課徴金
	関税 (Custom Duty)	基本関税、社会福祉課徴金、統合物品・サービス税（IGST）およびGST補償税（GST Compensation Cess）から構成される 1. 基本関税（Basic Custom Duty：BCD）：基本関税の税率は、輸入物品に応じて原則0～10% 2. 社会福祉課徴金（Social Welfare Surcharge）：社会福祉課徴金は、基本関税に10%（特定の物品に対しては3%）課せられる 3. 統合物品・サービス税（Integrated Goods and Services Tax：IGST）：基本関税と社会福祉課徴金に加え課せられる。現在、IGSTの税率は輸入品目によって0～28%（最高税率40%） 4. 物品・サービス（GST）補償税（GST Compensation Cess）：物品・サービス（GST）補償税はタバコ、炭酸水、高級車等、特別な嗜好品などに対して課せられる
そ の 他	移転価格税制	国外関連企業との取引は、税務署の行う税務調査により、実際の取引価格と第三者価格に差異がないか調査される

【ご留意事項】 本資料は、法務・会計・税務等につき助言をするものではありません。必要な場合は、弁護士・会計士・税理士等にご確認のうえお取り扱い下さいますようお願い申し上げます

- 世界第7位の国土を有するインドでは、総延長距離は367万kmと米国に次ぐ世界第2位の道路網を有しているものの、高速道路や舗装割合の低さや港湾との接続性が悪いなど脆弱
- 英国統治時代から整備された約6.8万kmの鉄道網を有しているものの貨車不足、遅延の多さなどのサービスレベルの低さから利用率は低く、トラック輸送の利用割合が7割を超える
- 急速な経済成長とともに人・物の移動が拡大しており、政府は世界銀行物流パフォーマンスインデックスで2030年までにトップ25にランクインするべく（2023年時点38位）物流網の整備、効率化を推進中

高速道路・鉄道網（建設予定含む）



主要都市間の距離・輸送日数

区間	デリー	ムンバイ	チェンナイ	コルカタ
デリー	—	約1,450Km 3 - 4日	約2,200Km 5 - 6日	約1,500Km 3 - 4日
ムンバイ	約1,450Km 3 - 4日	—	約1,400Km 4 - 5日	約2,000Km 5 - 6日
チェンナイ	約2,200Km 5 - 6日	約1,400Km 4 - 5日	—	約1,700Km 4 - 5日
コルカタ	約1,500Km 3 - 4日	約2,000Km 5 - 6日	約1,700Km 4 - 5日	—

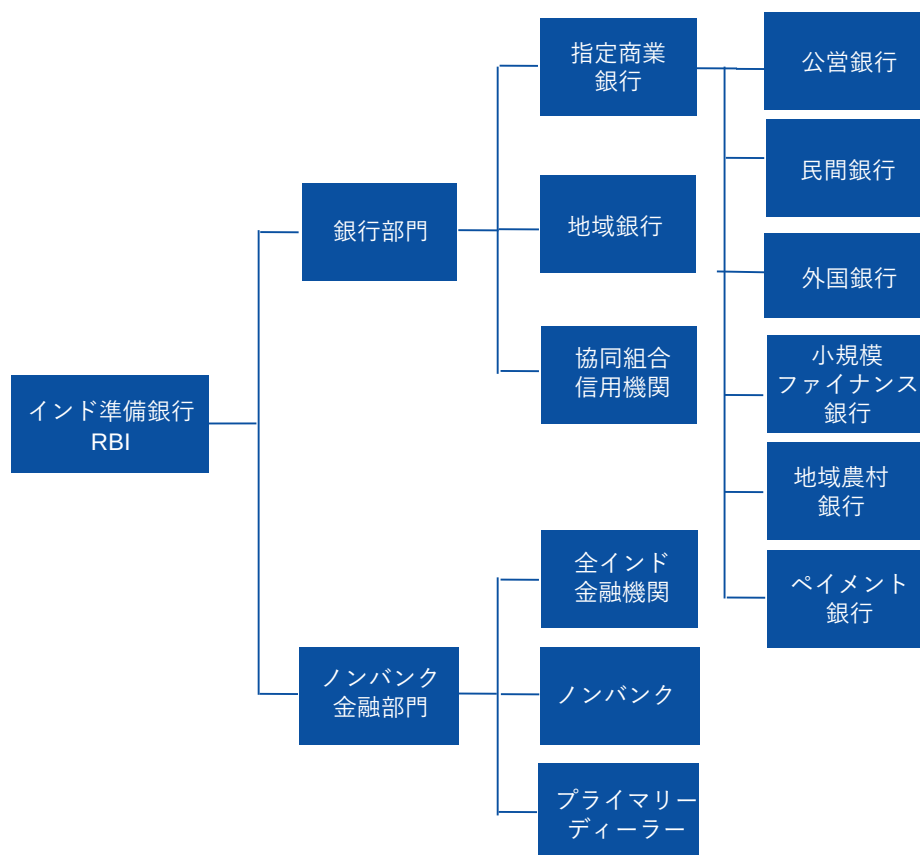
主要港への輸送日数（輸送モード別）

出発\目的	モード	ムンバイ港	ムンドラ港	チェンナイ港
デリー	道路	5.5 - 7.5日	5 - 7日	主な輸送ルートでない
	鉄道	6.5 - 8日	5.5 - 7日	
アーメダバード	道路	主な輸送ルートでない	3.5 - 5.5日	主な輸送ルートでない
	鉄道		4 - 5日	
バンガロール	道路	6 - 8日	主な輸送ルートでない	5.5 - 7.5日
	鉄道	5.5 - 7日		6 - 7日

※主流となっている工場バンニングケースでの分析結果

- インドの金融機関は、銀行部門、ノンバンク金融部門に大別され、主要な金融機関を分類した結果は以下
- インドは中央銀行（インド準備銀行）の管轄下に商業銀行があり、他に開発金融機関等が金融市場で活動

インド金融機関の分類



関連規制・監督官庁等

監督官庁：インド準備銀行（Reserve Bank of India : RBI）

主な規制 ①大口融資規制

- ✓ 貸出先 1 社あたりに対する融資可能上限額はTier1資本の20%に制限される（1 グループに対しては25%）
- ✓ 外国銀行の支店についても、本規制を満たす擬制資本金を有する必要がある

主な規制 ②優先部門への信用割当（特定業種向け貸出規制）

- ✓ RBIは、商業銀行向けガイドラインにより、各行の総貸付額の40%（外国銀行は32%）を、農業、小規模企業、マイクロクレジット、教育、住宅、輸出（ただし、外国銀行についてのみ）からなる優先部門に割り当てることを義務付けている。特に農業部門への貸出は、外国銀行を除き、18%以上とするよう求めている
- ✓ 政策金融機関である全国農業農村開発銀行（NABARD）やインド小規模開発銀行（SIDBI）などが発行する債券の購入も、優先部門向け信用供与として認められる
- ✓ 年度末（3月末）時点でガイドラインを遵守していない銀行は、RBIの指示する金額を農村インフラ開発基金（RIDF）へ供託することが求められる
- ✓ 優先部門への貸出は、一般に貸倒リスクが高い上、リスクに見合った収益が得にくい傾向がある

（注）指定銀行とは払込資本金および準備金の合計が50万ルピー以上かつその経営が健全とみなされる銀行

I. 基礎情報

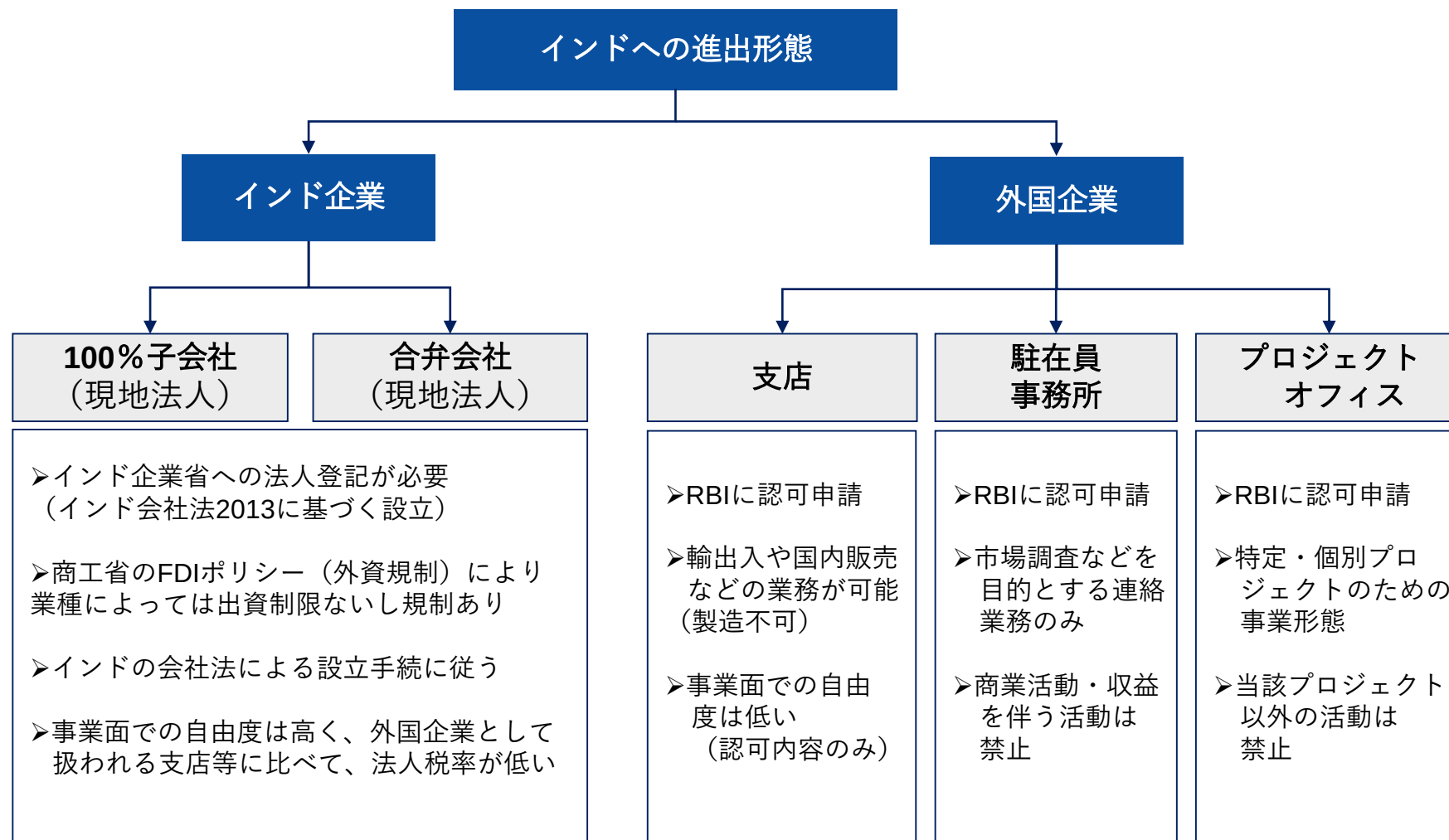
II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- インドに拠点を設立する際は①現地法人②支店③駐在員事務所④プロジェクトオフィスとしての形態が可能
- それぞれ認可される業務範囲や課税範囲、設立時の手続き、監督官庁等が異なる



- 設立まで半年以上の期間が必要となり、当局対応次第では時間を要する場合がある
- 資本金送金後も現地の納税番号登録等で、事業開始までにはさらに2ヵ月ほど必要
- DEMAT口座の開設と発行する株式の電子化は2024年9月30日が期限

	1ヵ月目				2ヵ月目				3ヵ月目				4ヵ月目			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
社内決裁（親会社取締役会決議）																
申請書類の準備																
取締役識別番号（DIN）取得																
電子署名証明（DSC）取得																
企業省登記局（ROC）より 会社名申請																
会社識別番号（CIN）取得（登記申請後）																
第一回取締役会開催（現地法人）																
口座開設																
納税者番号（PAN）取得																
資本金送金																
源泉徴収者番号（TAN）取得																
従業員雇用																
工業用地・オフィス確定																

（注1）インド当局対応により、上記スケジュールより遅延する可能性があります

（注2）DEMAT口座とはインド企業相の2023/10/23の通達で改正された株式電子化義務化制度において電子化された株式を保有するための口座。基本的に日本企業の子会社であるインド現地法人は適用対象となる

（注3）株式電子化に関し、DEMAT口座の開設については、新規現地法人が設立された後から株主、現地法人双方で対応が必要。法人設立後の「最初の会計年度の期末日」から18ヵ月までが株式電子化の期限となっているため留意が必要

- インドにおける口座開設について、一般的な口座開設手続きや必要書類は以下の通り

口座開設手続

✓ 必要書類

- ① 各銀行指定の口座開設申請書
- ② 会社登記書類一式
 - ・ Memorandum of Association（基本定款）
 - ・ Articles of Association（付属定款）
 - ・ Certificate of Incorporation（会社設立証明書）
- ③ PANカード写し（PAN=Permanent Account Numberで納税者番号）
- ④ 口座開設を決議した取締役会決議書の写し
- ⑤ 住所証明

※上記は一般的な口座開設必要書類であり、口座を開設する銀行によって必要書類が異なる点に留意が必要
また、口座開設申請書などは銀行ごとに所定の書式があるため、各銀行への問い合わせや、必要書類の一覧、必要書類一式の取り寄せが必要

- 主な撤退スキームは下記に整理（2016年の制定のインド倒産および破産法に基づく）
- 下記スキームの中では会社再生手続を経ず、時間とコストを低く抑えることができる自主清算の選択が一般的
- 下記以外では合併パートナーや第三者への株式売却が選択肢として考えられるが、事業継続性や売却相手を見つけることが困難なケースもあり

撤退方法	概要	根拠法令	主催機関	留意点
清算 Liquidation	債務不履行の状況にある会社を清算させるための手続	インド倒産法／ Insolvency and Bankruptcy Code, 2016	会社法審判所／ National Company Law Tribunal	会社再生手続の申し立てを先行して行う必要あり
自主清算 Voluntary Liquidation	債務不履行の状況にない会社を清算させるための手続	インド倒産法／ Insolvency and Bankruptcy Code, 2016	会社法審判所／ National Company Law Tribunal	手続を開始するにあたって債権債務関係を解消するため、申請準備に時間を要する可能性あり
会社登記会社名抹消手続※ Removal of Names of Companies from Register of Companies	会社登記を抹消する形で会社を解散させる方法	インド会社法／ Companies Act, 2013	会社登記／Registrar of Companies	債務超過の会社は原則として登記除名手続を利用できない
休眠会社 Dormant Company	会社を休眠会社とすることで、事実上インド市場から撤退する方法	インド会社法／ Companies Act, 2013	会社登記局／ Registrar of Companies	申請には原則として2会計年度にわたり事業を停止する必要あり

※会社設立後、①1年間事業を開始しなかった場合、または②直近の2会計年度事業にわたり事業活動を行っておらず、かつその期間休眠会社の申請を行っていない場合、または③基本定款への署名者が、設立時から180日以内に株式払込金を払い込んでいない場合に申請が可能
自主清算と会社登記会社名抹消手続はどちらも会社を清算することが目的だが、前者は活動している会社を閉じる一方で、後者は会社法に基づき、非活動的な会社を閉じることが主な違い

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- ネガティブリスト業種以外は、原則外資100%出資可能
 - ネガティブリストに記載されている業種以外の投資は、インド準備銀行（RBI）に届け出を行うことで自動的に直接投資が認可される。外資出資比率は100%まで可能
- ネガティブリストには、禁止業種とともに、ガイドライン遵守のためにライセンスが必要な規制業種を規定
 - ネガティブリストには、直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率制限がある業種、外国投資促進委員会（FIPB）の個別認可が必要な業種などが規定されている

ネガティブリスト

禁止業種

国営企業に留保されている特定業種

【国営企業により留保されている特定業種】
原子力、鉄道

【外国投資が禁止されている業種】
賭博、宝くじ等が該当

規制業種・案件

ライセンス取得必須業種・案件

【ライセンスが義務付けられた業種】
航空宇宙用・防衛用電子機器、
産業用火薬等

出資制限のある業種

国内企業保護の観点から、期間産業部門への投資は、産業ごとに出資比率の制限やガイドラインあり

銀行業、航空業、通信サービス業、放送業等が該当

商工省は2020年4月に中国を含む隣接国からのすべての直接投資に関して、一律に事前許可制に切り替えており、特に2020年に勃発した中国との国境紛争を機に、中国からの投資審査を強化している

ネガティブリスト（禁止業種／外国投資が禁止されている産業）

- ✓ 宝くじ事業
- ✓ 賭博（カジノを含む）
- ✓ チットファンド業（注1）
- ✓ ニディカンパニー（注2）
- ✓ 譲渡可能な開発権のトレーディング
- ✓ 不動産事業または農場建設
- ✓ タバコまたはその代替品から生成された葉巻、チェルート、タバコ、およびシガリロの製造
- ✓ 原子力および鉄道事業（認められている業務以外）

（注1）一定数の個人が契約により出資し、集まった資金を抽選等により賞金として分配するファンド

（注2）インド会社法上の互助金融会社

ネガティブリスト（規制業種・案件／個別に出資比率上限等のガイドラインがある業種）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 銀行業 | 15. 防衛機器産業 |
| 2. その他の金融サービス | 16. 農業、畜産業、プランテーションセクター |
| 3. White Labelled ATM | 17. 印刷出版業 |
| 4. 信用情報会社 | 18. 放送業 |
| 5. 保険業 | 19. 薬品・医薬品（注3） |
| 6. 民間航空業 | 20. 鉱業 |
| 7. 空港 | 21. 小売業（単一ブランド小売業、総合小売業） |
| 8. 通信サービス業 | 22. 免税品店 |
| 9. 石油（精製以外） | 23. 電力取引所 |
| 10. 石油精製および天然ガス | 24. 年金業 |
| 11. 住宅・不動産業 | 25. 製造業 |
| 12. 石炭・褐炭 | |
| 13. 商業 | |
| 14. 電子商取引分野 | |

（注3）製薬業は未開発プロジェクト（Greenfield Project）において自動認可ルートで100%まで出資可。「Brown-field」に対する74%超の出資は政府の事前認可制）

- インド会社法上、会社の形態は株式有限責任会社（Company Limited by shares）、保証有限会社（Company Limited by Guarantee）および無限責任会社（Unlimited Company）が存在
- この中で日本企業が現地法人を開設する際に最も一般的なのは株式有限責任会社
- 有限責任会社は公開会社と非公開会社に分類されるが、日系企業で一般的な形態は非公開会社

株主責任の程度に基づく分類

株式有限責任会社

出資者（株主）がその出資の限度で責任を負う会社。日本法上の株式会社に相当

保証有限責任会社

原則として会社は有限責任であり、株主は出資の限度で責任を負うが、会社が清算、解散するに至った場合、株主があらかじめ定められた金額を上限として会社の債務に対して責任を負う会社

無限責任会社

その社員（出資主）が、会社の債務につき、会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社。日本法における合名会社に相当

有限責任会社の分類

公開会社

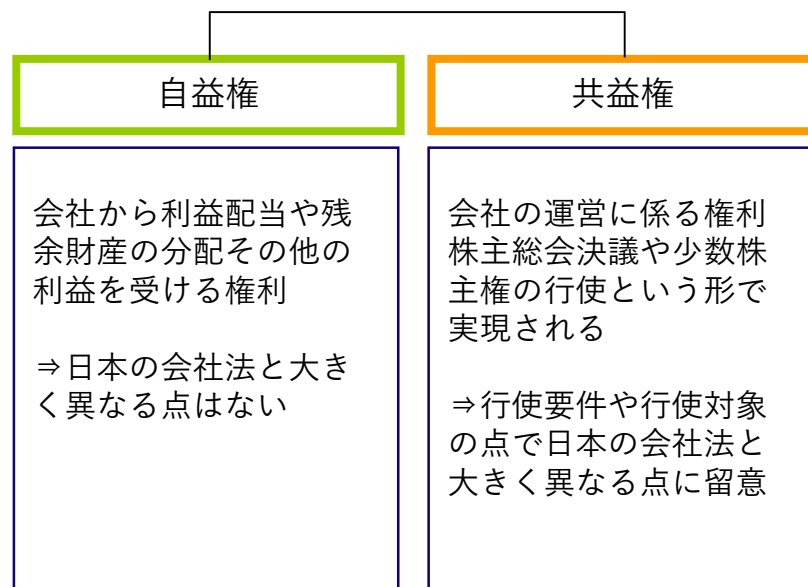
株主は7人以上。取締役は3人以上必要で、うち1人は居住取締役でなければならない。居住取締役とは、当会計年度中182日以上インドに滞在した取締役のこと

非公開会社

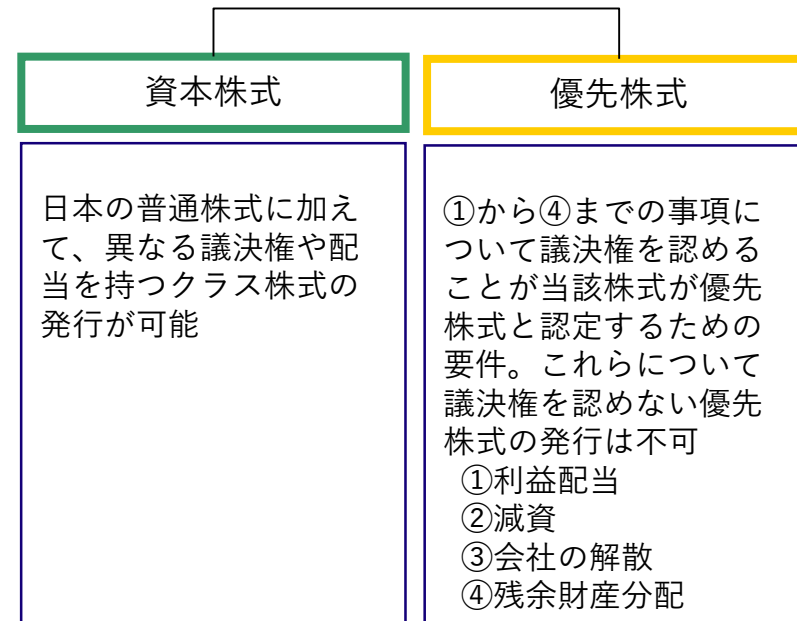
株式譲渡が定款上制限されている会社。株主が2人以上で、株主数の上限は200人。取締役は2人以上必要で、うち1人は居住取締役（当会計年度中182日以上インドに滞在した取締役）でなければならない。株主については原則2人以上だが、株主1名のみで設立可能な一人会社制が導入された。しかし、一人会社を設立できる者はインド国籍を有し、インドに居住する自然人に限定されているため、外国会社が完全子会社を設立する目的で一人会社を設立することはできない。また、非公開会社では公開会社に適用される手続／コンプライアンス規定の一部が免除

- インド会社法上、非公開会社の最低株主数は2人以上、公開会社の最低株主数は7人以上と規定
- 株主の権利はインド会社法上も自益権と共益権に分類可能
- また権利を制限した種類株式の発行も可能（85条、86条）

インド会社法上の株主の権利



発行可能な株式の種類



株式の種類については上記の2種類のみの規定が会社法に存在。ただし非公開会社は定款に定めることにより上記2種類以外の株式の発行も可能

- 171条から186条まで株主総会の運営を規定しているが、非公開会社については任意規定
- 株主総会の種類は法定株主総会（Statutory Meeting）、定時株主総会（Annual General Meeting）および臨時株主総会（Extraordinary General Meeting）の3種類
- 取締役が株主総会を招集
- 議長は定款で定められた方法で選任（通常は取締役会の議長だが例外を規定することも可能）
- 議決は基本的に挙手で行うため、持株数ではなく出席者数が重要

株主総会種類	法定株主総会（165条）	法定株主総会は、会社成立後6ヵ月以内に開催することが求められる。法定報告において、引受株式数や取締役の情報等を報告。非公開会社は開催の必要なし
	定時株主総会（166条）	原則として年1回かつ前回の定時株主総会から15ヵ月以内に（ただし、最初の定時株主総会は会社設立から18ヵ月以内に）開催、決算報告や取締役の選任等の決議が行われる
	臨時株主総会（169条）	必要に応じて開催され、開催の目的とされた事項を決議
招集		いずれの株主総会も、取締役会の決議により召集され（165条、169条）、（定時株主総会については明文規定はない）、召集通知は原則として開催の21日前までに株主に対して送付される。10%以上の株式を保有する株主は臨時株主総会の招集請求権あり（169条）
議長		定款に規定がある場合にはそれに従い、規定がない場合は出席株主による多数決による。議長の選任は基本的に挙手人数を基準とした多数決により行われる。なお議長には賛否が拮抗した場合の決定権を持つなど日本の会社法より強い権限が付与
定足数		公開会社については5人以上の株主、非公開会社については2人以上の株主となる。ただし、定款でこれより多い人数を定めている場合、それに従う（174条）。日本の会社法と異なり、保有する議決権の数ではなく、株主の人数で定足数が定められていることに注意が必要

- 株主が議決権の75%以上を有する場合、単独で定款変更や会社清算が可能
- 株主が議決権の50%超を有する場合、取締役の選任・解任が可能 ⇒ 会社運営を単独で実施可能
- 株主の議決権が10%未満の場合、スクイズ・アウト*される懸念あり

	特別決議事項	普通決議事項	少数株主権
行使/通過 使用件	4分の3以上の賛成 (75%)	過半数の賛成 (50%超)	10%以上の株式保有
決議事項/行使可能事項	- 基本定款変更、会社事業目的変更および登記上の所在地の州外への変更 (17条) - 商号の変更 (特別決議に加えて、インド中央政府による承認が必要) (21条) - 附属定款の変更 (31条) - 株式資本の減額 (100条) - 会社が複数のクラスの種類株式を発行している場合に、当該種類株式に付与される権利の変更 (106条) - 会社の登記上の所在地を、現在所在地のある州、町または村の外に移転すること (146条) - 裁判所に対する裁判所清算の申請 (433条) - 附属定款上の存続期間や解散事由に基づかない会社の自主清算の決定 (484条) 等	- 利益配当の承認 (173条) - 監査役の選任 (224条) およびその報酬の決定 (同条) - 監査役の解任 (224条) - 取締役の選任 (225条、256条等) - マネージング・ディレクター、常勤取締役およびマネージャー (manager) 等の管理経営取締役の選任 (269条) - 取締役の解任 (284条) - 附属定款に会社の存続期間が規定されている場合に当該期間を経過したことをもって、その他附属定款に規定されている解散事由に該当した場合に、自主的に会社清算を行うことの決定 (484条) 等	- 種類株式の権利変更への異議申し立て (107条) - 臨時株主総会の招集請求権 (169条) - 株主総会における投票の要求 (179条1項 (a)) - インド中央政府に対する会社行為の調査請求権 (235条) - 会社法委員会へ救済申し立て (397条、398条) - インド中央政府への取締役選任請求 (408条) 等 (注)会社法上、ある会社の90%以上の株式を保有した株主は、一定の手続きを踏むことにより、残りの少数株主の保有する株式をすべて自己に売却させることにより、少数株主をスクイズ・アウトすることができる (395条)

* 完全子会社化を目的としたM&Aにおいて、売却に応じない株主が有する対象株式すべてを、その株主の個別承諾を得ることなく取得すること

	公開会社	非公開会社
必要数	3人以上。公開会社においては一般的に3人以上12人以下の人数を取締役として選任	非公開会社においては2人以上任意の数（選任予定の数）を取締役の人数として附属定款に定める
取締役の任期	附属定款において「定時株主総会ごとにすべての取締役が退任する」旨を定めた場合、取締役の任期は次の定時株主総会までの1年間。一方、定款にそのような規定を設けていない場合、定員の3分の2以上の数の取締役を、ローテーションにより、退任する取締役とする必要がある（256条）	非公開会社の取締役の任期については附属定款の規定により原則として自由に任期を定めることができる
取締役会の地位 取締役の権限	取締役会（Board of Directors）は「会社の取締役の総称」として定義。そのため、個々の取締役は、取締役会の構成員であると同時に、独自の対外的な会社代表権限および業務執行権限も有している	
取締役会 定足数	取締役会の定足数は、取締役全員の数の3分の1（端数が出る場合、切り上げ）または2人のいずれか多い方と定められている（287条）	
取締役会 招集	いずれの取締役も、いつでも取締役会を招集することができる。取締役会の招集通知は書面で行われる必要があり、招集手続の省略は認められていない（286条）	
取締役会 開催頻度	取締役会は原則として3ヵ月に1回以上かつ1年に4回以上開催しなければならないとされている（285条） この開催は会合形式で行われなければならない、書面決議をもってこれに代えることはできない（289条） 一定の要件を満たすことで、テレビ会議形式での開催も可能（電話会議は不可）	
取締役会 権限	取締役会（Board of Directors）自体が意思決定機関であるとともに執行機関を兼ねている（291条）	

- 会社法では会社規模によって、必要な役職および機関が定められている

マネージング・ディレクター

取締役会による包括的な授権を受ける取締役として、株主総会普通決議により、マネージング・ディレクター（managing director）を選任することが認められている（269条）。マネージング・ディレクターは取締役会から包括的な授権を受けていること、対外的のみならず内部的にも会社代表権限および業務執行権限を有することが明確である点が特徴

マネージャー

取締役会から包括的授権を受けた者（384条）。マネージャー（manager）については取締役に準じて、公開会社におけるマネージャーの兼任上限数（386条）や、報酬の上限（387条）が定められている。なお、非公開会社についてはこれらの制限は適用されない（388条）

会社秘書役

会社秘書役（Company Secretary）とは、文書管理、株主管理、法令遵守等をその主要な任務、権限とするインド会社法上の役職。会社秘書役のいる会社から対外的な文書が発行される場合、会社秘書役の名前で出されるか、会社秘書役の認証を受けているかのいずれかであるのが一般的である。2020年1月3日付の企業省通達により、資本金（授權資本価額ではなく、実際に払い込まれた資本金）が1億ルピー以上のすべての会社については、社内に常勤の会社秘書役（whole-time secretary）を持たなければならないこととなった（インドの日系人材派遣会社によると、インドの一般的な会社秘書役の月給は5万ルピー以上）

監査役

監査役（auditor）は、会社の会計監査および監査意見の表明の権限を有する一方、業務監査権限は有していない（227条）。会社法上、監査役は1人で充足

監査委員会

会社のうち、資本金5,000万ルピー以上の公開会社については、監査役のほか、監査委員会（Audit Committee）と呼ばれる委員会を社内に設置する必要がある（292条）。一方、この設置要件を満たさない公開会社や非公開会社が、インド会社法上の「監査委員会」を設置することは認められていない。監査委員会は、少なくとも3名以上の取締役から構成される必要があり、かつ構成員の3分の2は、マネージング・ディレクターでも常勤取締役でもない取締役でなければならない（292条）。監査委員会は業務監査権限を有している

- 減価償却が行われた後の利益の範囲で利益配当の宣言および支払いを行うことが可能（205条）
- 利益配当は取締役会の決議を経て、株主総会に提案後、普通決議により承認（173条）

配当実行の留意点

配当原資

配当原資とすることができるのは当期利益、過去のいずれかの事業年度または複数の事業年度の利益、または中央政府・州政府から配当支払いを目的として受領した資金。また、いずれの年度にも配当支払いに十分な原資が存在しない場合、剰余金（Free Reserves）を原資として配当を支払うことが可能

配当限度額

剰余金を原資として配当を支払う際には以下の条件を充足する必要あり

- 1、配当率（配当額／払込資本金）が直前3年間の平均以下であること
- 2、配当額が払込資本金および剰余金（Free Reserves、直近の監査済み財務諸表記載の金額）の合計額の10%を超えないこと
- 3、配当支払い後の剰余金（Free Reserves）が払込資本金の15%を下回らないこと

中間配当

中間配当（interim dividends）については、取締役会決議のみで決定し、宣言および支払いを行うことができる（205条）中間配当には、利益配当に適用される限度額の定め、その他の規定が適用されるため、限度額等は、通常の利益配当と同様

配当税に関する税務面の留意点

配当税

株主が非居住者の場合、インド国内法上の税率20%または租税条約の軽減税率（日本の場合は限度税率10%）のいずれか租税条約上の限度税率で納税を行う場合、インドで配当受取人による納税申告の義務が発生

- 為替管理の関連法として、1999年外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act：FEMA）がある
- 貿易取引、貿易取引外、資本取引に関する概要は以下の通り

貿易取引

1.標準的な決済方法

①前払送金、②輸入信用状、③取立手形（D/P・D/A）、④後払決済がある。輸入のための外貨取得は、ネパール、ブータンからの輸入の場合を除き制約はない。通常、米ドル、英ポンド、およびユーロが最も頻繁に取引されている。ただし、輸入製品が輸入規制対象品目の場合、外貨取得には輸入ライセンスが必要

2.輸入信用状（L/Cの開設）

インド国内の銀行で開設可能。インド準備銀行（RBI）通達Master Circular- Guarantees, Co-Acceptances & Letters of Credit – UCBsに規制概要が記載

3.輸出取引

輸出で獲得した外貨は全額無利子のExchange Earners Foreign Currency（EEFC）口座に外貨で保有できる。輸出代金の回収は原則、船積みから9ヵ月以内に回収しなければならない。9ヵ月を過ぎても15ヵ月未満であれば、一定の条件を満たす場合、承認取引銀行（AD Bank）は輸出代金の回収の遅れを認めることができる

4.輸入取引

輸入代金の前払いについては、金額の上限はない。ただし、前払額が20万米ドルを超える場合、原則として、取消不能のスタンド・バイ信用状、輸出国銀行の保証もしくは承認取引銀行（AD Bank）の保証を取得することが求められる。ただし、これらの取得が不可能な場合には、輸入者側の承認取引銀行の裁量で500万米ドルまでの前払いが認められる

貿易外取引	1.仕向送金	インド準備銀行（RBI）は2015年6月1日付で送金自由化スキーム（Liberalised Remittance Scheme：LRS）による居住者（外為管理法）の事前許可なしでの送金が可能となる上限額を年間25万米ドルに引き上げた。LRSの対象となる取引は次の通り ・ 海外旅行（ネパールおよびブータンを除く） ・ ギフトや寄付 ・ 雇用のための海外渡航 ・ 海外移住 ・ 海外の親類への生活支援 ・ 渡航費用（海外出張、海外での会議・専門的な研修への参加、海外治療・健康診断、海外治療・健康診断のために海外に行く患者への同行、海外での治療に関連する費用、留学、その他）当該LRSは、これら目的以外にも、海外の株式、債券等の購入に適用される（Para A 6 (iii) of Master Direction on LRS）
	2.被仕向送金	特段規制なし
	3.外国通貨受取	外国通貨の受け取りは輸出代金の決済において可能であるため、貿易外取引・資本取引では原則不可
資本取引		・ 海外直接投資は、2020年統合版FDI政策の制限リストに記載された政府の特別認可を要する規制業種以外へは、自動認可される。加えて、制限リスト以外の特定業種への投資を禁止するネガティブ・リストもある ・ インド国立証券取引所に上場されたインド企業の株式取得については、登録された外国機関投資家（FII）・外国ポートフォリオ投資家（FPI）また特定インド非居住者のみがブローカーを通じて取得可能

- インドにおいては商工省商務局が貿易に関わる全般を管轄
- 品目においては中央政府、州政府等の各種規制があるため、都度各当局に確認する必要がある

貿易に関わるライセンス・管理当局

- ✓ 管轄官庁は商工省商務局・外国貿易部
- ✓ 輸入業者は、輸入業者・輸出業者コード（IEC）の取得を義務付け。ライセンス品目の輸入、輸出促進のための免税スキームの活用には、通関前に必要書類を通関に提出する必要がある
- ✓ 特定国からの輸入禁止・制限措置などを設けていない。ただし、イラクからの武器輸入などについては、国連決議に基づき制限。一部品目については、イラク、イランおよび北朝鮮との貿易に制限あり。さらに、一部品目については、イランおよび北朝鮮との貿易を禁じている
- ✓ 以下の品目については一定の制限有
牛肉（禁止）、食用肉、食品、農産品、繊維製品、アルコール飲料、船舶、中古品、中古車、鯨・鮫および同部分品、茶がら、有害廃棄物、有害化学品、船舶で使われた廃油、オゾン層破壊物質、遺伝子組み換え生物、発電機、特定通信機器、たばこ等は各種関連法令等に従う必要あり

主要な貿易関連規制

- パッケージに関する規制
 - ✓ パッケージ包装された製品を輸入する場合、度量衡法（Legal Metrology Act 2009およびLegal Metrology（Packaged Commodities） Rules 2011）で定められた規定に従う製品についてのみ、国内販売が許可される
- BIS基準規制
 - ✓ 指定品目のインドへの輸入には、インドの品質規格であるBureau of Indian Standard（BIS）規格に従うことが義務付けられている
 - ✓ BISの強制認証が適用される製品は、BISが定めた規格にのっとり製造する必要がある
 - ✓ 該当製品のインドへの全輸出・製造業者は事前にBISライセンスを取得する必要がある
 - ✓ BISの強制認証の対象製品は、BISのウェブサイトから確認が可能。該当品目は、追加される場合もあるので注意が必要

2023年9月現在

二国間 協定	<u><締結済み></u> スリランカ－FTA アフガニスタン－PTA タイ－FTAに向けた枠組み協定 チリ－PTA シンガポール－CECA ネパール－FTA 韓国－CEPA アルゼンチン－FTA ブータン－FTA バングラデシュ－FTA マレーシア－CECA 日本－CEPA UAE－CEPA	<u><交渉中></u> 中国－FTA オーストラリア－FTA ロシア－CECA イスラエル－FTA ペルー－FTA ニュージーランド－CECA／FTA インドネシア－CECA カナダ－CEPA セルビア・モンテネグロ－TECA イギリス－FTA パキスタン－FTA
多国間 協定	<u><締結済み></u> ASEAN（東南アジア諸国連合）－FTA インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア MERCOSUR（南米南部共同市場）－PTA アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ SAFTA（南アジア自由貿易地域） インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルジブ BIMSTEC（ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ） インド、タイ、ブータン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ミャンマー APTA（アジア太平洋貿易協定） インド、韓国、中国、スリランカ、バングラデシュ アフリカ－FTA アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ギニア、ギニアビサウ、ガンビア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア、ザンビア	<u><交渉中></u> RCEP－地域的な包括的経済連携 GCC（湾岸協力会議）－経済関係強化のための枠組み協定 サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、バーレーン、オマーン SACU（南部アフリカ関税同盟）－PTAに向けた枠組み協定 ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、エスワティニ EU（欧州連合）－FTA アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク EFTA（欧州自由貿易連合）－二国間貿易や投資促進に向けた共同研究グループ スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー

*FTA：貿易協定
PTA：特惠貿易協定

CECA：包括的経済協力協定
CEPA：包括的経済連携協定

TECA：貿易・経済協力協定

- インドにおける資金調達方法として、①増資 ②現地銀行借入 ③クロスボーダー銀行ローン ④クロスボーダー親子ローン ⑤トレードクレジットに分類
- 海外から資金調達する場合、ECB（External Commercial Borrowing）規制が適用される（無転換型優先株式についてもECB規制が適用）

インド資金調達概要

	①増資	②現地銀行借入	③クロスボーダー銀行ローン	④クロスボーダー親子ローン	⑤トレードクレジット
出資者 貸出人	日本本社・グループ会社・既存株主等	インド国内銀行	インド国外金融機関	日本本社・グループ会社等	銀行 設備輸出業者等
通貨建値	インドルピー	外貨（※） インドルピー	外貨 インドルピー	外貨 インドルピー	外貨
資金使途	規制なし	設備資金 運転資金	設備資金	設備資金 運転資金	輸入決済資金
借入期間		短期または長期 （長期は設備資金 限定）	業種、資金 使途、建値により 平均借入期間が 定められている	業種、資金 使途、建値により 平均借入期間が 定められている	非資本財： 1年以内またはオペ レーティングサイクル のうち短い方 資本財： 船積みから3年以内

（※）輸出金融のみ

- インドにおける資金決済の留意点は以下の通り
- 規制や必要書類は、たびたび当局による変更が行われるため、その都度銀行や専門家の確認が必要

留意点

国内送金

✓ 相手先銀行の銀行名、支店名、口座番号、IFSCコード（銀行・支店を特定するコード）が必要

海外送金

✓ 実需取引主義
✓ 送金ごとに会計士が署名した源泉徴収報告書（Form 15CA）、源泉税に関する証明書（Form 15CB）が必要。源泉徴収はインド事業者が行い、インド税務局に納付

貿易取引

✓ 輸入代金の支払いは原則として、船積から6ヵ月以内に行う
✓ その他のバイヤーズ・クレジット、サプライヤーズ・クレジットを含む延べ払い決済による輸入決済は（船積みから3年超、または承認取引銀行に認可されていない場合）、トレードクレジット扱いとなり、管轄地域のインド準備銀行（RBI）と財務省の認可取得のほか、トレードクレジットに関する政府ガイドラインに従った手続きが必要

配当送金

✓ 株主が非居住者の場合、インド国内法上の税率（実効税率約21%）、または租税条約の制限税率（日本の場合は限度税率10%）のいずれか低い税率が課され、租税条約上の限度税率で納税を行う場合、インドで配当受取人による納税申告の義務が発生

資本金送金

✓ 登記にかかる資本金はルピー建てのみ。その後の資本金送金については日本で日本円→ルピーとして送金することが一般的、ただし現地で日本円→ルピーにすることも可能
✓ 受け取り側はRBI宛事後報告（資金受領から30日以内にAdvance Reporting Form提出要）
✓ 受け取り側は会社登録局（ROC）宛登録（＝登記）書類提出

利子送金

✓ 非居住者への利子の支払いは、インド国内法では一般的に20%の源泉徴収に加えサーチャージ（0~5%）および3%の教育目的税が課される。日本への源泉税は租税条約で10%であるが、現在は特別立法で各国一律5%となっている

- インドの不動産取引は、複雑な土地の購入方法、所有権移転の制限、州ごとに異なる権利内容や手続など制度が複雑となっている。また、運用面が政府当局・開発業者らの裁量にほぼすべて委ねられていることによる取引標準の欠如が問題視されている
- 近年、工場・事務所・住宅等の需要増加に伴い、「購入者保護」や「情報透明性の確保」として2017年5月に不動産規制開発法（RERA）の施行が行われ、日本企業も含む外資からの投資が増加している
- 外国直接投資ポリシー上「不動産事業」は投資禁止項目の一つ、ただし下記のように現在は例外が多く設けられ、不動産売買業を除き、広く外資に投資が解放されている状況となっている

インドにおける不動産関連規定

不動産の所有権

- ✓ インドでは土地・建物の私有可能。ただし、登記制度が存在しないため、土地の所有者が不明または売買後に現れトラブルとなるケースあり
- ✓ また、土地利用と不動産権利に厳しい制限が設けられ、用途変更規制により、自由に土地を使えないことがある
- ✓ 工業団地では99年間リースが一般的

不動産の登記

- ✓ 不動産そのものを登記する制度は存在せず、政府は土地の権利証を発行しない
- ✓ 所有権の有無は、権利証ではなく、過去の売買契約を通じて確定

不動産の賃借

- ✓ 可能
- ✓ ただし、外資には不動産事業が認められておらず、グループ企業外へのサブリースはグレーゾーン

外国人および外国資本に対する規制

- ✓ 不動産業、農場の建設、譲渡可能な開発権の取引に従事する企業に対しての外国直接投資は認められていない。不動産事業とは収益の獲得を目的とした土地・不動産の取引と定義され、土地区画の開発、住宅、商業用設備、道路、橋、教育施設、娯楽施設、市や地域レベルのインフラ、タウンシップの開発は含まれていない
→上記下線の記載については外資からの投資が可能。ただし、具体的な投資対象のセクターに応じて、投資条件を遵守する必要がある。（例：建設開発においては、外国投資家のエグジット時期に制限あり）
- ✓ 外国企業のインド法人、支店およびプロジェクト・オフィスによる不動産の購入は可能。駐在員事務所については不可。外国人の個人所有は認められていない
- ✓ 土地売却による代金の海外送金の際は、インド準備銀行（RBI）への事前許可が必要となる

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

■ ニューデリー支店

Mizuho Bank, Ltd. New Delhi - Gurugram Branch

所在地	5th floor, Oberoi Corporate Tower, Building No. 11, DLF Cyber City, Phase-II, Gurugram, Haryana-122 002, India
代表電話	91-124-4851900
営業日	月曜日～土曜日（第2・第4土曜日を除く）

■ ムンバイ支店

Mizuho Bank, Ltd. Mumbai Branch

所在地	Level-17, Tower-A, Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai, Maharashtra-400 013, India
代表電話	91-22-4911-2000
営業日	月曜日～土曜日（第2・第4土曜日を除く）

■ バンガロール支店

Mizuho Bank, Ltd. Bangalore -Devanahalli Branch

所在地	#462/440/339, 2nd floor, Near Jain Temple, NH 7/4-207, B. B. Road, Vijayapura Cross, Devanahalli, Bangalore, Karnataka-562 110, India
代表電話	91-80-4968-2000
営業日	月曜日～土曜日（第2・第4土曜日を除く）

■ ムンバイ支店アーメダバード出張所

Mizuho Bank, Ltd. Ahmedabad Branch

所在地	Office-A402, 4th floor, Commerce House-5, Nr. Vodafone House, Corporate Road, Prahladnagar, Ahmedabad, Gujarat-380 051, India
代表電話	91-79-4014-4666
営業日	月曜日～土曜日（第2・第4土曜日を除く）

■ チェンナイ支店

Mizuho Bank, Ltd. Chennai Branch

所在地	Unit-11B, 11th floor, Prestige Palladium Bayan, Nos. 129 to 140, Greams Road, Chennai, Tamil Nadu-600 006, India
代表電話	91-44-4928-6600
営業日	月曜日～土曜日（第2・第4土曜日を除く）

■ みずほセキュリティーズインディア
Mizuho Securities India Private Limited

所在地	Level 17, TOWER-A, Peninsula Business Park, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai 400013, India
代表電話	91-22-4353-7600
営業日	月曜日～土曜日（第2・第4土曜日を除く）

■ 現地有力金融機関および州政府関係機関との業務提携

現地有力金融機関との業務提携



- 2008年1月にインド最大の銀行であるState Bank of Indiaと包括的な業務提携契約を締結
- 同行の支店網の活用（国内店舗数14,000店舗超）や、情報網を活用しインドにおける事業展開をサポート

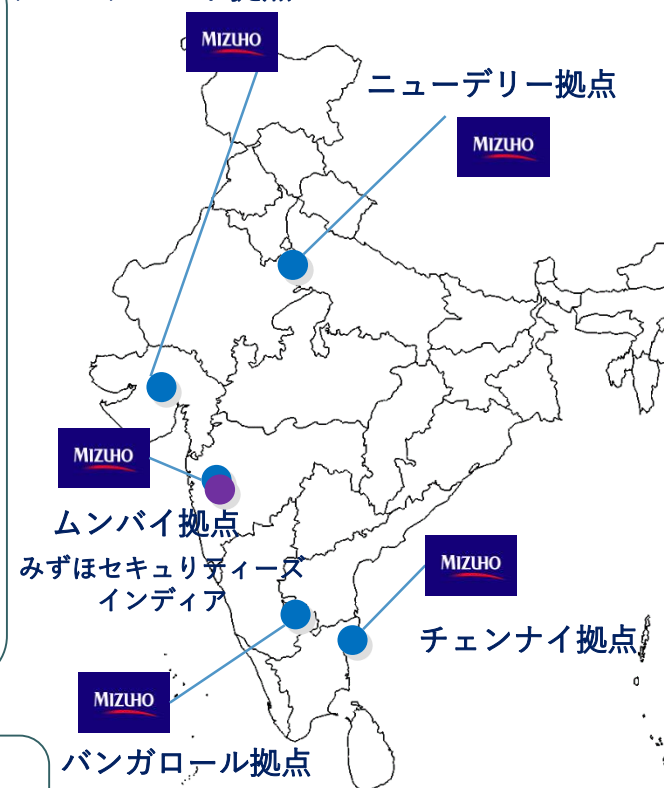


- 2008年7月にインド財閥タタ・グループ傘下のTATA CAPITALと戦略的提携
- 同年2月にみずほ証券も同社と提携
- 2012年8月に東京センチュリーリースと業務提携

その他現地企業への出資

- クレディセゾンのインド子会社であるKisetsu Saison Finance (India) Pvt. Ltdへ最大120億インドルピー（持分15%）の出資
- みずほリース株式会社がインド機器設備リース会社のRent Alpha Pvt. Ltd. の51%を取得し、連結子会社化

アーメダバード拠点



州政府関係機関との日系企業進出支援に関する業務協力覚書



グジャラート州 工業開発局

◆ 2009年11月締結（邦銀初）



タミル・ナドゥ州 産業・貿易促進局

◆ 2010年2月締結（邦銀初）



カルナタカ州 投資庁

◆ 2012年4月締結（邦銀初）



マハラシュトラ州 産業開発公社

◆ 2015年9月締結（邦銀初）



ハリヤナ州 産業インフラ開発公社

◆ 2016年1月締結（邦銀初）



アンドラ・プラデシュ州 投資誘致機関

◆ 2018年2月締結（邦銀初）

© 2024 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

